

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 17. 4 定 )			
日 時	平成 17 年 12 月 15 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、佐々木(茂)副委員長、上野・山田・小前・井川・吹田・菊地・小林・山口・北野・秋山 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、秋山委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が上野委員に、大畠委員が小林委員に、佐々木勝利委員が山口委員に、新谷委員が菊地委員に、高橋委員が秋山委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

井川委員

堺小学校の閉校記念事業について

それでは、質問させていただきます。

さきの議会で、今回の小学校適正配置計画（案）は取り下げられましたが、堺小学校の通学区域の変更は実施されることに伴い、来年3月末日をもって、廃校となることが決まっております。先週の土曜日には北海道新聞に「堺小学校でタイムカプセル開封へ」という記事がありました。記事によりますと、本来、開校100周年に開けようとして18年前に在校生が埋めたタイムカプセルを、2年早く掘り出すということです。また、来年2月には、当時の作品を返す行事も検討しているようでございます。記事の中では、同校は閉校後も市の施設として残るという記術がありました。そこで、質問します。

初めに、教育委員会に尋ねます。堺小学校の閉校に伴って、今定例会にも予算を計上しておりますが、堺小学校閉校記念行事は、いつ、どのような内容で行うのでしょうか。また、実施主体はどのような組織なのか、あわせて教えてください。

（教育）山村主幹

今、委員からお話ございましたように、堺小学校につきましては、98年の歴史の幕を閉じるということでございます。それで、それに伴って、来年の3月末まで堺小学校の関係者で、その閉校に関する記念事業に取り組もうということでございます。それに対して、今般、市としても、それに対しての助成ということで、180万円計上しているところでございますけれども、その具体的な取組といたしましては、その事業を行うに当たりましては、関係者で実行委員会というものを立ち上げてございます。校友会、それからPTA、それから地域の町会関係、そして学校の教員方が顧問に入ったりという、そういうような組織でございます。そこで取り組む事業でございますけれども、大きなものとしては、記念誌の作成ということでございます。実行委員会では、一応500部印刷をして関係の方にお配りをしていきたいということでございます。それと、校歌のCDを作成するという取組を考えております。それとあと、閉校記念式典として、閉校式を3月25日に予定してございますけれども、これは設置者であるところの市並びに教育委員会が主催でございますが、それに伴う実行委員会も若干お手伝いをさせていただくという部分で、事務経費が少々かかるというところでございます。それと、今お話ございました新聞にも取り上げました80周年のときに埋設をしておりましたタイムカプセルを、それを地中に埋めているものですから、それを掘り起こすのにちょっと手作業では無理ということで、簡単な重機を使って地中から掘り出すという経費がございまして、それも行うということであります。それとあと、記念にということで、在校生が教員の指導の下、記念のオブジェをつくらうということで考えております。それで、これは教員の指導の下ということなものですから、ただその原材料費、それについては、やはり家庭の負担あるいはほかのというのは難しいものですから、この記念事業費の中

で取り組もうということでございます。今、私どもの方で聞いているのは、在校生50数名おりますけれども、その子供の手形をつくって、それを一つのものにあわせてオブジェをつくりたいということで、これは3学期に取り組むと聞いてございます。以上の事業ということで考えております。

井川委員

堺小学校の跡利用について

次に、閉校後の堺小学校の跡利用についてですが、市として、新聞のとおり市の施設としての活用を検討されているのでしょうか。

(総務)企画政策室長

今、委員からの御指摘のとおり、一つは公的利用と申しますか、公用での活用方法、活用の可能性を検討しております。それからもう一つは、適正配置計画段階での保護者説明会の中でも、地域での活用についての意見も出されていたというふうに教育委員会の方からも聞いておりますので、そういった観点からも、跡利用について庁内で検討を進めているところであります。

井川委員

それでは、検討に当たって、地域の意見はお聞きになっているのでしょうか。

(総務)企画政策室長

一応これまで、第3回定例会以降ですけれども、地域の方々とも数回話し合いを持ってあります。具体的には、PTAの方々、それから地域の町会の方、それから校友会の方、それから、あそこの地域で子供会が従前から活動しておりまして、その役員の方とも話し合いを持ってあります。その中で幾つか意見をいただいておりますので、そういったことも含めて検討しているところでございます。

井川委員

それでは、現時点でどのような活用方法を検討しているのか、具体的に知らせていただければ。

(総務)企画政策室長

前段申し上げました地域の方からの御意見といたしましては、例えばPTAの方から主に出ているのは、その地域は御承知のとおり、坂の多い地域なものですから、子供が自転車の練習とか、ちょっと遊ぶとか、そういったところがないので、主にグラウンドを活用できないだろうかという、そういったものが出ています。それから、子供会の関係で言いますと、これも以前から取り組んでいただいているのですけれども、もちつきとか、それからお祭りのときに子供方が集まってそこから出発をすとか、さまざまな事業に取り組んでおりますので、閉校後もそういったような活用で使いたいという、そういう意見が寄せられております。

それからまた、庁内的と申しますか、公用の関係につきましては、庁内にあります跡利用検討会議でもいろいろ議論しているのですけれども、今、検討課題に上っているのは幾つかございまして、一つは市立小樽病院高等看護学院の校舎として使えないのかと。それから、シルバー人材センターの事務所あるいはその講習会等も開催する場面が何回かあるので、そういった形で使えないかと。それからもう一点は職業訓練センター、その用途で、今わりに近い山田町にあるのですけれども、そういうので使えないかというのがございます。また、地域の方からの校舎利用という形では、今、教育委員会からもございましたけれども、堺小学校で持っているいろいろな記念品がございまして。校旗とか、それから大正時代からの写真とか、私も見ましたけれども、相当量ありますので、そういったものを展示なり保管して、地域の方々にも見ていただきたいという要望が出ておりますので、そのような記念品の保管・展示、それとあわせての、先ほど申し上げました地域でのいろいろな活動の一つの場所としての利用という、そういったようなことを中心に今検討しているところであります。ただ、なかなかどういうふうに割り振りをするかとか、それから、その複数のいろいろな団体が使うということになりますと、建物全体の管理、水とか、電気とか、そういったものもありますので、その辺の検討を今具体的に進めているという、そういった状況であります。

井川委員

いろいろ大変御苦労されているようですけれども、ぜひ有効活用していただきたい。資産のストック活用という観点から、ぜひ有効な利活用を進めていただくことによって、次の、例えば何年か先の統廃合がきつとこのように使われるのであれば地域の住民も納得するような、そんな、うまくいくような手だてになるかなということも考えております。ぜひ地域の中に溶け込んでいくということを願っております。

まちづくりについて

次に、私が代表質問させていただきましたまちづくりについて、何点かしますけれども、その際に、市長の御答弁の中で、これまでの給付型の高齢者施設から参加型政策へと変わっていった、「杜のつどい」ということを、昨日民主党の佐々木勝利議員もやっておりましたけれども、設立して、元気な高齢者が知恵やバイタリティを積極的に活用したコミュニティ創出実験を進めるというお話でございました。先日、12月10日土曜日に産業会館の杜のひろばで開催をされました講演会で、私も参加して、ボランティアについてのお話を伺ってまいりました。その内容は人類愛や社会貢献に関するもので、アメリカでの実体験を交えてのわかりやすい、そして大変興味深いお話でございまして、私自身の中のボランティアの意識を一層高めて、改めて大切なものであると強く感じさせられたわけでございます。この講演会がこの春に設立した杜のつどいの自主計画であると聞いて、大変驚いたところでありませう。

そこで、何点か質問させていただきます。

杜のつどいについて

杜のつどいの現在の会員数、昨日、佐々木勝利議員もお尋ねになりましたけれども、設立当初と現在の数、主な年齢構成もあわせて知らせていただければと思います。

(総務)企画政策室東田主幹

ただいまの御質問でございますけれども、杜のつどい、4月13日に設立をされまして、設立当初の登録会員数が90名でスタートいたしました。12月1日現在350名という人数に膨らんでおりまして、御質問の主な年齢構成でございますけれども、20代から50代までが71名、それから60代が162名、70代、80代で117名、数字的にいうとそういうことなのですけれども、60歳以前のどちらかという現役世代といいたいまいしょうか、その世代が20パーセントを占めており、目的である世代間交流にはなっているのかと思います。特に60代が半分、46パーセントですので、半分を占めているというところでございます。

井川委員

ちょっと年齢構成を聞いて、私も想像していなかったのですけれども、「杜のつどい」はたしか高齢者ばかりかという市民の意識もありまして、20代がいるということは大変これからの活動に心強い思いをしております。

それで、杜のつどいの組織はどのようなになっているのかということで、昨日お話を伺いましたが、市役所のかかわりはどうなっているのか知らせてください。

(総務)企画政策室東田主幹

組織についてでございますけれども、昨日、大ざっぱに話をさせていただいたところなのですが、細かく申し上げますと、組織は会長1名、執行委員会といいたいまいしょうか、メンバーの中から選出された会長1名、副会長2名、それから、メンバーで構成された事務局がありまして、事務局長と事務局次長、会計、会計監査というのが置かれています。そのほかに、その杜のつどいの組織が設立された当初から幾つかの活動グループに分けようということで、五つございます。「にぎわいグループ」「いきがいグループ」「健康グループ」「情報グループ」「ビジネスグループ」という、この五つのグループにそれぞれリーダーとサブリーダーを置いて、現在活動しているところでございます。

市役所のかかわりでございますけれども、市役所につきましては、私ども総務部企画政策室、それから経済部、

それから福祉部高齢福祉医療課、それと建設部まちづくり推進室がそれぞれサポートとして、この運営にかかわるということでございます。

井川委員

それで、産業会館の中に活動拠点施設を開設して半年になります。現在どのような活動、主な活動で結構でございますので、事業内容を知らせていただければ。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

ただいまの御質問、主な活動ということでございますけれども、今ほど組織の中で申し上げました五つのグループが、それぞれに幾つかの活動を自立・自主企画の中でやっております。例えば、「にぎわい」であります。一番好評でありますのが、「ふれあいサロン」と称して、自宅にこもりがちの方々がお誘い合わせの上そこに来て、お茶を飲みながら、自分の得意技を披露するという、そういう場面をセットしてやっております。それから、「いきがいグループ」であります。例えば絵手紙をちょっと前からはやっておりますけれども、絵手紙の講座の講師を選定して講座をやったり、それから俳句の会をやったり、最近始まったのですけれども、メンバーの1人が囲碁を子供たちに教えたいということから、「子供囲碁教室」というのも土曜日に開催しております。また、「健康グループ」の方は、介護予防講座という大それた名前を使っておりますけれども、「脳力アップ講座」と称して足し算をしたり、漢字の読み仮名を書いたり、時間を定めてやることによって脳の活性化を図っていこうという講座とか、今ブームになっておりますけれども、「ストックウォーキング」という、そういう講座をさせていただいております。また、特異なものとしては、「家庭生活相談」といって、法律相談までいきませんが、日ごろどうしても人に言えないこと、それらをこのメンバーの中で二人が資格を持っております。その家庭生活相談を独自に講座として開催しているということでございます。そのほか、「情報」「ビジネス」については、フリーマーケットをやったり、パソコン教室をやったりということでございます。

井川委員

今、お答えいただいた事業についてですけれども、いずれも会員が独自に企画しているのでしょうか、それとも実施に当たってどのようなプロセスで行っているか、知らせてください。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

先ほど申し上げましたけれども、会員独自に自主・自立の観点というのは、最初から話合いの中でも、我々市役所の職員もサポートに入っておりますけれども、口出し、手出しはしないようにしながらやってきております。そんなことから、ほとんど90パーセント以上の企画・運営・開催についてはメンバーの自主・自立の中で行っていると、そういうことであります。

井川委員

今回の講演会は、私は人から紹介されて伺いました、会券を買ってということで。こうした活動の内容などは市民にどのように周知されているのか、その辺も。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

先ほど申し上げました350名の会員には、「つどい通信」を6月から発行しております。向こう1か月の事業と内容をお知らせするという手法はとらせていただいております。その他の方々については口コミというのが一番多いわけですが、そのほかに、たしか9月からですが、新聞社の協力をいただいて、市内の新聞のいわゆる「お知らせ欄」の中にその日の行事を載せてもらうということで。それから、最も大事なのは、小樽市のホームページの中で、アクセスの順番としてはホームページの頭のところから「くらし小樽」に行って、「福祉コミュニティ都市推進事業( 杜のつどい ) 」という表示のところをクリックしていただくと、向こう1か月の事業、それから過去の事業というのは掲載されていると、そういうことで周知を図っているところであります。

井川委員

どうしてこういうことを聞いたかという、大変すばらしい話で、本当にお金を出しても聞けないような話だったかなと私も思うのですけれども、せっかくすばらしい先生がいらしたわりには参加する人数が非常に何かちょっと心細いかなと、先生に対して大変何か申しわけないような私も気がしまして、もっと多くの方が聞いたら、小樽はもっとよくなるのではないかと、そういう気がいたしました。なぜかという、このタイトルは「あなたもよくなる、小樽もよくなる、そして日本がよくなる」という、こういうタイトルでしたので、特に私自身も非常に興味を持って先生に尋ねました。「どうしたら、先生、小樽はよくなりますか」と、「大変、今、不景気で、本当にもう活性化、もう暗いどん底の小樽を救うためには何か手だてがありませんか」という、私が質問いたしましたら、「やはり何といってもボランティア、これから大いにボランティアをして頑張らなかつたら小樽はよくなる」と、そういうお話だったものですから、どういう手だてでもって人を集めているかということを探ねた訳です。

私も高齢者の仲間入りをしている一人でございます。この「杜のつどい」の活動は、私たち市民、生きがいというすばらしい舞台と生涯現役という自信と確信を与えていただけるような要素だと思います。ぜひ、今後とも継続をしていただき、しっかりと自分で自立するまでは行政との連携、そして御支援をいただきたいと思いますので、企画の方よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。これは答弁は要りませんので。

都市間交流推進事業について

次に、今年度の新規事業として、既に実施をされました「都市間交流推進事業」について尋ねます。

初めに、都市間交流推進事業として実施した事業を知らせてください。

(総務) 企画政策室東田主幹

都市間交流推進事業についての御質問でございますけれども、実施した事業としては大きく二つございまして、一つ目が今年の6月19日に、当時尾道市土堂小学校長でした陰山先生をお招きした教育講演会を実施しております。テーマとしては、「解決！学力低下問題」ということで、非常に興味深いお話でございました。二つ目としては、児童交流、小樽の小学生を尾道市、広島市の方に派遣をして、他都市のことを学んでくるということで、8月5日から8日の日程で、小樽市内の小学校5、6年生33名の児童と随員12名、計45名が尾道市、それからちょうど平和記念式典があった時期でございましたので、広島市の方にも参列したということでございます。

井川委員

それぞれ二つとも大変立派な事業だったということで話を聞いておりますが、土堂小学校のあの先生の教育講演会には何名ほど参加しておりましたでしょうか。

(総務) 企画政策室東田主幹

教育講演会の方には小樽市内の教育関係者、それから保護者、PTA関係者、それから一般市民含めまして500名の参加をいただきました。

井川委員

児童の交流事業として、尾道市、広島市を訪れたとのことですが、どのような目的を持って企画して、どのような行程だったかも知らせてください。

(総務) 企画政策室東田主幹

児童交流の目的及び行程ということでございますけれども、目的につきましては、小樽の将来を担う市内の子供たち、特に小学生と限定されるのですけれども、小学生を対象に他都市の児童との交流とか、まち並み視察などを通しまして、まちの魅力、まちづくりのアイデアというのを見つけ出していただきたい。そのことによって、新たな発想、それから行動力が養われて、小樽のまちづくりに反映していただきたいというのが一つ。もう一つは、戦後60年という年に当たりましたので、そういう年に当たっての広島平和記念式典への参加によって、改めて平和への認識を高めてもらう、そういうことでございます。

それから、日程でございますけれども、8月5日に小樽を出発いたしまして、広島市の原爆資料館、それから厳島神社の視察をし、6日には広島平和記念式典に早朝から参加しまして、瀬戸内海の地域の視察をさせていただきました。7日には尾道市立長江小学校の児童との交流を行いまして、8日には尾道市を離れ、小樽に帰ってきたという行程でございます。

井川委員

費用は聞いていなかったのですけれども、両方含めてどのぐらい費用がかかったのでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

全体経費ですか。全体の総決算は今まだ出しておりませんが、小樽市としては、予算上では100万円の交付金を出して実行委員会の方へ支払いまして、全体としては400万円ぐらいの予算になるということで、今決算を進めているところです。この事業自体まだ終わっておりませんので、そういうことでございます。

井川委員

大変お金がかかるようですけれども、この交流推進事業については継続していく事業なのかどうか、これから可能性も含めて答えていただければと思います。

(総務)企画政策室東田主幹

都市間交流推進事業自体も新しい試みでございまして、でき得れば継続をしていきたいという思いでいろいろと企画をしてきたところでございますけれども、本年、小樽市から子供たちを尾道市に派遣をいたしましたところ、11月の中ごろだったと思うのですけれども、私どもの市長の方に尾道市から、今度は子供たちを派遣させたいという、交流という形で、まさしく交流がスタートしようとしているところでございまして、時期とか、それから規模というのはまだ向こうからは明確には伝わってきておりませんが、そういう意味での、今度は受入れ事業というのをしなければならぬ、そういうふうには思っていますので、将来的にもこういう形で続けていければという思いはしております。

井川委員

私も議員になって、これまで以上にさまざまな都市に伺って見識を深める機会をいただきました。そして、この都市間交流推進事業によって、ほかの都市の方々との触れ合いや文化、考え方の情報交換をすることは大変有意義なことと深く感じておりますので、交流内容や交流対象者は別として、ぜひ今後とも継続して、市民の視野が広がることにつながることを期待します。

ごみの収集カレンダーについて

次に環境部に尋ねます。

ごみの収集カレンダーについてですけれども、一般の主婦の方、このカレンダーを見ながら一生懸命そのごみを捨てる日ですか、これをきちんと実行しているということで、大変助かっているということで、これは大変ありがたいことで、今年でそのカレンダーが終わるものかどうかということで大変心配されております。それで、費用の面なんかもあると思いますので、来年度についてはどうでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

来年度向けます収集カレンダーでございますけれども、来年度におきましては、従前の方式に戻しまして、町会の御協力を得ながらカレンダーを配布してまいりたいと考えております。

井川委員

ちなみに、費用はどのぐらいかかっているのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

このたび、収集カレンダーを発注いたしまして、その契約金額で説明いたしますと、約93万円程度でございます。

井川委員

何か市民の方はカラーでなくてもいいとか、とにかく日にちと捨てるものがわかればいいということや、もう少しそのカレンダーの字を大きくしてほしいと。眼鏡をかけなければ、缶か瓶か、プラスチックかわからないということもありまして、そういう御希望も出ているので、ひとつ何か一考していただければと思います。

それから、この配布の方法、どんな方法で来年度は配布するのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

収集カレンダーの配布方法でございますけれども、来年のカレンダーにつきましては、2月1日の広報で、町会を通じて2月中にお配りするという形で、今予定しております。また、広報のみならず、新聞等のマスコミの力もかりまして、皆様に確実にお届けする方法で行いたいと思います。また、住民登録していないとか、町会に入っていないという方も多くいますので、万が一、収集カレンダーが届いていないという方につきましては、市の方に御連絡くださいという形の、そういうフォローもしながら進める予定でございます。

井川委員

それでは、早速その町会のボランティアを頼んで、何とかひとつ有料といえども町会の方には大変迷惑かと思いますが、こんなところでひとつボランティアを頼んでいただければと思います。

事業系のごみについて

それから次、事業系のごみの料金についてですが、この事業系のごみの料金について説明いただければ。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系のごみについてでございますけれども、事業系のごみ、事業活動に伴って発生するごみについては、みずから処理する、あるいはみずから処理できない場合は処理を収集運搬等の許可業者に処理を依頼するということで、市が関与する形ではなくて、許可業者と排出者、事業者がそれぞれ契約して収集・運搬をしていただくという内容になっております。

井川委員

それで、収集の料金なのですけれども、1個単位、1袋ですが、1個単位の業者と月決めの業者というのですか、何かそういう方法があるということを知っているのですけれども、今、その1個単位の業者は小樽に何件ぐらい、月決めの業者は何件ぐらいということを知ったら教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系ごみの契約でございますけれども、1個単位の袋、指定ごみ袋という形で説明させていただいていますが、件数は、この10月末で693件、あとそのほかには1か月幾らという形で一月契約する事業者、その事業者につきましては2,598件、合計で3,231件という状況になっております。またそのほかに、随時、そのごみが出るときにその都度契約するという形もございます。

井川委員

なぜこれを聞いたかということ、例えば小さな商店、そういうところは、何というのですか、こっそり家庭ごみに捨てているとかという、そういう不平不満が近所の商店からも出ていたりして、どう見てもこれは事業系のごみなのだと思いつつながら、黙認していると言ったらおかしいのですけれども、やはりそういうところもあって、これはやはり、1個単位で捨てたら190円と聞いていました。私たちも市民会館なんかで会議をやりまして、食べ残ったものとか、あるいはいろいろなバックなんかを捨てる時、190円で捨てるより家へ持ち帰って20円ですが、それに入れた方が安いという考え、非常に市民の皆さんが利口になって、本当に工夫をされてもうお金をかけないようにごみを捨てるという考え方を持っていて、いろいろと皆さんアイデアを出し合って頑張っているのですけれども、商店については私たちは関与できませんので、商店の方からそういう不満が出るということがないような、そういう市の指導というのはあるのでしょうか。



(環境) 廃棄物対策課長

料金の関係についての指導でございますけれども、実際、これは民民の契約で排出者、事業所をやっている方と許可業者が十分協議をして、ごみの量とか、あと収集回数、それから、ごみの種類もいろいろありますので、その辺を十分協議して契約されているものでございますけれども、そういう中、市の方に料金が高いとかいろいろな問い合わせがあった場合は、きちんと排出事業者と許可業者、十分理解する形の中で契約するよう市の方からいろいろ指導してはおります。

(環境) 五十嵐副参事

今、御質問の中で、事業系のごみを家庭に持って行って、安いから入れて投げるといふことがあるという話でお伺いしたのですけれども、うちの方も指導員の方が各ステーションを回りにして、中身が事業系のものというのは大体わかるのです。それが、何回か監視しまして、近くの商店とか事業主を指導して、さっき廃棄物対策課長も言ったとおり、きちんとした許可業者と契約してくださいとか、指導してありますので、そういう形でやっております。

井川委員

有料になっていると問題があると思いますが、市民はお金を出しているという、そういう意識があるものですか、なかなかうまくいかないと思いますが、ぜひ頑張って、あまなく公平で。お金を取っていただいておりますので、よろしくお願いします。

-----  
小前委員

医療費扶助費の適正化について

福祉部に伺います。

まず、医療扶助費の適正化について幾つか伺います。小樽市の生活保護の医療扶助費は、16年度の総額で幾らになっていますか。15年度と比較して教えていただきたいと思います。

(福祉) 吉岡主幹

医療扶助費の決算額でございますが、16年度は43億1,176万円、15年度が43億6,997万円でございますので、比較しましてマイナスの5,821万円、率にしまして1.3パーセントの減となっております。

小前委員

では、生活保護受給者数はどうなっていますか。15年度、16年度で教えていただきたいと思います。

(福祉) 吉岡主幹

生活保護の受給者数につきましては、16年度の平均受給者数4,793人、15年度平均が4,719人でしたので、プラス74人、1.6パーセントの増となっております。

小前委員

受給者は増えているのに医療扶助費は減っているということですが、では、1人当たりの医療扶助費は幾らになりますか。

(福祉) 吉岡主幹

医療扶助費の総額を受給者全員で単純に割り返しました。受給者1人当たりの医療扶助費ですが、16年度は90万円ちょうど、15年度の92万6,000円と比較しまして、マイナス2万6,000円、2.8パーセントの減となっております。

小前委員

普通、受給者が増えると医療扶助費も増えていくのではないかと思いますけれども、逆に減少している理由は何でしょうか。

( 福祉 ) 吉岡主幹

小樽市では、以前から医療扶助費の適正化を図るための対策を行っておりまして、代表的なものは、医療機関から上がってまいりますすべてのレセプトを点検しまして、その中身の請求内容の誤りを発見し、医療費の削減に結びつけるという取組でございますが、嘱託 1 名と外部委託とを併用いたしまして、毎年度 3,000 万円以上の実績を上げております。これで、16 年度も 3,440 万円の医療費削減の実績を上げております。こうした対策の効果がまず表れているということがございます。

また、入院患者数を見ますと、16 年度は年間 4,678 人、15 年度の 5,035 人と比較しまして 357 人減少しておりますので、こうした影響もあったものかと考えております。

小前委員

適正化を図った効果が非常に上がっているというお話ですけれども、それでは、他都市との比較も聞きたいと思えます。小樽市は道内でも保護率が非常に高い都市だと聞いておりますけれども、道内の類似都市で保護率の高い都市を挙げていただきたいと思えます。

( 福祉 ) 吉岡主幹

人口 1,000 人当たり何人が保護を受給しているかという保護率です。単位はパーミルと申しますが、これで比較いたしますと、道内の人口 10 万人以上の都市のベストスリー、16 年度平均では 1 位が釧路市の 40.0 パーミル、2 位が函館市の 37.6 パーミル、3 位が小樽市の 33.0 パーミルという順番になります。なお、函館市は、福祉事務所は函館中央と、それから亀田の二つに分かれておりまして、函館中央 46.8 パーミル、亀田 25.4 パーミルという数字となっておりますが、これを函館市全体で計算し直したのがさっきの函館の数字ということですよ。

小前委員

小樽は 1 人当たり 90 万円の医療扶助費と聞きましたけれども、それでは、釧路市と函館市は 1 人当たり医療費は幾らでしょうか。

( 福祉 ) 吉岡主幹

函館市につきましては 70 万 2,000 円、釧路市は 66 万 2,000 円でございます。

小前委員

函館市と釧路市で 4 万円しか差がありません。道内の最低が釧路市で 66 万円ですね。函館市が 70 万円で、下から 2 番目なのです。北海道の医療扶助費の一番かかっているのが室蘭市で、その次がたぶん苫小牧だったと思えますけれども、小樽市は上から 3 番目だと思えますけれども、この函館市や釧路市に比べて小樽市が 1 人当たり 20 万円も高いという、その理由はどういうところにありますか。医療扶助費の適正化の取組がまだまだなされてない結果ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

( 福祉 ) 吉岡主幹

受給者 1 人当たりの医療扶助費につきまして、他都市の要素の違いを分析するというは大変難しく、各市と情報交換を行いましても、なかなかこれだという答えが求められないというのが実情でございます。ただ、総計から考えられる一因としましては、16 年度の被保護世帯中に占める高齢世帯の割合を比較してみた場合に、函館市は 44.1 パーセント、釧路市は 40.0 パーセントなのですが、小樽市は 49.2 パーセント。3 市の中で小樽市がやはり一番高齢世帯の割合が高いという実態がございます。高齢世帯の方は介護扶助の分野が進んできたとはいいいましても、やはり医療扶助も必要とされますので、それが自然な底上げになっているという面があるのかと考えております。

また、医療環境を見た場合に、市内の病床数をすべての保護受給者で割り返して、保護受給者 1 人当たりの病床数を比較してみた場合に、16 年度末の時点では、函館市が 0.7、釧路市が 0.5、これに対しまして小樽市が 0.9 という比較になりますので、小樽市においては、疾病にかかっても受診あるいは入院がしやすい状況にあるという面もやはりあるのではないかと考えられます。

医療扶助の適正化の取組についてでございますが、小樽市は国や道の指導に基づきまして早くから取り組んでおります。医療のデータベース化、それからレセプト点検における外部委託なども、平成13年度という早い時期から行っておりますし、他都市と情報交換いたしましても、特に遅れをとっているような面というのは見受けられない状況でございます。一例を申しますと、最も効果の大きいレセプト点検事業による額で3市を比較してみますと、16年度100万円台でならしてみますと、小樽市が3,400万円、函館市が3,300万円、釧路市が2,700万円という実績となっております。単純に額的にも小樽市が一番多いのですが、被保護世帯数や扶助額の規模から申しますと、小樽市がさらに効果を上げているということが言えるのではないかと思います。

それで、この3市の受給者1人当たりの医療扶助額が最近の5年間でどのように変わってきたかということにつきまして、それぞれの12年度を100として見たときの割合で比べてみたいと思います。平成16年度は、函館市が89.9、釧路市が99.8と下がってきておりますが、小樽市はさらに86.3という比率で下がっております。このように3市中、小樽市の減少の割合が最も大きい結果になって表れております。このような推移の中に適正化の効果が表れているものだというふうに認識しております。ただ、もちろんさきの数字のとおり、額としてはまだ小樽市はなお高い状態にございますので、今後も引き続き、医療扶助費の適正化に向けては努力してまいりたいと考えております。

小前委員

ますます御努力をお願いします。

児童手当と児童扶養手当の負担について

次に、三位一体の改革で、生活保護費は1年先延ばしとなりましたけれども、それにかわって、児童手当と児童扶養手当が地方負担が増えそうになるという市長の御答弁がございました。さらに児童手当は、今まで小学校3年生までだったのが6年生まで延長になるという最近の報道でもございます。

そこで尋ねます。そういうふうになりますと、小樽市の負担額はどれぐらいになりますか、児童手当の方から尋ねたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

児童手当についてでありますけれども、現行小学校3年生までの子供を養育されている方に支払いしている手当ですけれども、第1子、第2子は5,000円ずつ、第3子以降が1万円という額でございます。平成16年度につきましては1万5,000人分の子供に支給した状況でありまして、16年度の決算額でいいますと約4億8,000万円となっております。このうち現行ルールでは、3分の2が国で負担をし、残り3分の1をそれぞれ市と道で持っているという状況でございます。これが、今、国の方の動きから聞きますところ、具体的な内容についてはまだ承知していないわけですが、国の負担率が、これが3分の1になるというふうに聞いておりますけれども、これでいきますと、国の方が3億2,000万円が1億6,000万円、市と道が6分の1ずつで8,000万円ずつでしたけれども、これが3分の1になりますと、1億6,000万円を市と道で負担することになりますので、倍になるという状況でございます。

小前委員

では、児童扶養手当の方について伺いますけれども、今、総額は8億円で、そのうち市の負担額は2億円ぐらいです。それが今回の改正ではどういうふうな数字になりますか。

(福祉)子育て支援課長

児童扶養手当につきましては、国の負担割合が現行4分の3、これが3分の1になるという状況でございます。これまで市が4分の1を持っていたわけなのですが、これが3分の2になるかどうか、これも具体的な内容については示されていないわけですが、仮にこれがそのとおりということになりますと、2億円の負担が5億3,000万円という状況になりまして、現行より3億3,000万円の負担が増えるということでございます。

小前委員

児童扶養手当の支給児童数は3万人でよろしいですか。

(福祉)子育て支援課長

16年度の支給いたしました児童数につきましては、3万501人でございます。受給世帯は約1,600世帯となっております。

小前委員

4年生から6年生までの児童数で児童手当を受ける数は出ていますか。

(福祉)子育て支援課長

現在のところ、まだそういった具体的な見込みというのは立てておりませんが、16年度の延べ支給児童数が10歳幅で8万5,257人という状況でございますので、そういった見込みからすると3歳幅につきましては、これも10分の3というふうにお考えいただければと思います。

小前委員

では、児童手当とこの児童扶養手当、両方の小樽市の合計の影響額というのでしょうか、これは幾らになりますか。

(福祉)子育て支援課長

実は、児童手当につきましては、今、国の負担率の割合が変わるということでお話を申し上げておりますけれども、このほか、ただいまお尋ねがありました年齢の拡大、小学校3年生から小学校6年生に引き上げられることとあわせて、今朝ほどのニュースによりますと、所得制限を設けてございますけれども、これも若干緩和されるということでありまして、これについてはまだ当市の見積りというか、見込みについては全くしていない状況でございます。けれども、国の負担率の引上げと年齢拡大だけで見ましても、これが約2億1,000万円ほどとなるかと思えますし、それから、児童扶養手当につきましては、先ほど申し上げた3億3,000万円、これを合わせて5億4,000万円、単純計算といいますが、おおよその計算でございますけれども、そのぐらいは増えるのではないかと。所得制限が緩和されれば、なお一層この部分については負担が増えるものと予想するところでございます。

小前委員

人件費について

次に、人件費について伺います。

先日の財政再建推進プランの計画で、18年度7パーセントカットとありました。この7パーセントのカットで人件費は合計で幾ら削減されることになりますか。

(総務)職員課長

一般会計で、給料1パーセントの削減で約1億円の削減効果となります。また、病院や水道などの企業会計で約5,000万円ということで合計1億5,000万円、その7倍ということで10億5,000万円の削減効果があると考えております。

小前委員

すごい金額ですね。平成19年度で、人事院勧告では地域間格差相当4.8パーセント削減予定とのことで、その額は平成19年度は7億7,000万円となっております。先ほど伺いました全会計の削減額との差は2億8,000万円となりますけれども、この部分が収支悪化の要因となると考えますけれども、この考え方に間違いはないでしょうか。

(総務)職員課長

金額的にはそのような計算になります。平成15年度の財政健全化では18年度までの3か年の見通しで、いわゆる3パーセント、5パーセント、7パーセントの給与削減を実施する予定でございます。

現時点での試算上、19年度以降につきましては、現在出ている人事院勧告の平均4.8パーセント削減を仮置きして

いるところでございます。財政状況は当時の予想を大きく超えて、大変厳しいものになっているという状況がございまして、御指摘のとおりどこまで落とせるか、あるいはさらに踏み込むかということで、検討を要する事態になっていると考えています。

小前委員

市民には入場料とか手数料とかさまざまな値上げをしていますと思いますけれども、小樽の現在の危機的な状況下におきまして、市職員の方々の復元で財政がさらに悪化するということに市民の理解は得られると思われませんか。職員の皆さんには申しわけないとは思いますが、さらなる人件費の総額の抑制は不可欠だと思いますけれども、その場合、職員団体の理解をいただかなければならないと思いますけれども、現在どのような話し合いをなさっているのでしょうか、尋ねたいと思います。

(総務)職員課長

4.8パーセントの削減につきましては、人事院勧告ベースですので、ここまでは削減されるのではというふうに基本的には考えています。ただ財政見通しによりますが、ほかの自治体もパーセントは別にして、かなり給料の削減をしているという実態があります。それに加えて、市民理解ということでは既に赤字予算を本市は組んでいるということで、なかなか厳しいのではないかと思います。

職員団体の関係ですけれども、基本的なその現状認識については同じだと思います。財政再建団体への転落は回避したいということと職員一丸となって協力することについては、交渉の中でも組合側として意見は言っております。基本的には、組合の方は人事院勧告を尊重する中で、平成21年度までの財政状況が明らかになれば、一定のさらなる削減、それについては協議に応じる構えになっているというふうに認識をしております。

小前委員

実施計画に示して確実に実行することが大切だと思いますけれども、その答えはいつ出すのでしょうか。

(経済)職員課長

議会の方への説明と同様に、基本的には平成18年度、新年度予算編成の中で一定程度見通しがつくということで、1月末をめどに19年度以降の削減内容を実施計画の中に盛り込むとともに、職員団体の方にも提案をしてみたいと考えております。

小前委員

現状を踏まえて、市民も納得できる回答をお願いしたいと思います。

新市立病院の診療科について

それから、私、11月30日に、市立病院調査特別委員会が終わりました後、こちらの出入口の坂道で滑りまして、そこで転んで鼻を骨折いたしました。吹田議員の車に乗せていただいて小樽協会病院へ運んでいただいたのですが、小樽協会病院は耳鼻科がございまして、小樽協会病院で長橋と朝里に提携している耳鼻科の医師がいるということで、どちらを選ばれますかということで、私、朝里の医師をお願いしたら、朝里の医師が来てくださって診断をしていただきました。それから何日かたって、今度は手がしびれてきまして整形外科にかかりましたら、骨の方は異常がないからということで神経内科にかかるようにということで、何というのか、診断書をつけて整形外科の医師から済生会小樽病院に行くようにという指示で行ってまいりました。今度はこちらから循環器内科にもかかるように言われて、それはまた明日の問題なのですが、この経験を通して思いますことは、今、民間の総合病院は、自分のところのない診療科は、すべて市内の病院の医師方と連携がとれてございます。そんなことで、私が運ばれた日に、自分から耳鼻科の病院を訪ねるのではなくて、耳鼻科の開業医の医師が来てくれたということは、私は熱も出ましたし、物すごい顔にもなりましたし、吐き気もして大変でしたので非常に助かりました。それで、歩けるようになったら自分の足で行けますかということで、済生会小樽病院にも参りましたのですが、そういう意味で、新市立病院なのだと思いますけれども、小樽市で充足している診療科は要らないのではないでしょう

か。お金がない中でつくるわけですから、あるものはもう市内の病院と連携をとり合って、診療科をもっと精査する必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室法邑主幹

今、新市立病院の20の診療科目が多いというようなお話がございましたけれども、この診療科目につきましては、ワーキンググループなどでもずいぶん議論したところでありますし、また、それを踏まえた基本構想の見直し経過の中でも示しておりますけれども、現病院においては、合併症などによって複数科を診療する方が多いという状況、また放射線治療とか、結核など他の医療機関にはない分野も担っておりますし、2次、3次救急医療体制の充実を図る上でも、総合的・包括的な診療体制が必要となることから、新市立病院においては20の診療科目が必要ということ考えております。

また、医療連携というお話もございましたけれども、新市立病院は493床ということで、現在の892床から大きくダウンサイジングします。そういう中であらゆる症状を診るという体制にはなりませんし、また、医師の確保の問題とか、あと国においては現在医療改革制度の中で、地域の医療資源を有効に活用した医療連携の充実を検討しておりますので、そのようなことも念頭に置きながら、新市立病院とはいわず、できるだけ早い時期から医療連携室を立ち上げて、情報の共有やネットワークの構築を図って医療連携をしていきたいと、そのように考えております。

小前委員

合併症がある患者が多いから診療科を20科必要なのだ、削減はできないというお答えですけれども、合併症がある患者も、患者を動かすべきだと思います。それから、動かせない患者には派遣して医師の方から病院に来てもらう必要性もあると考えますけれども、いかがですか。

総務部吉川参事

今、主幹から申し上げましたけれども、確かにワーキンググループの中でも、そこは実際に診療されているドクターが集まってやったものですから、非常に論議があったところです。ちょっと長くなりますけれども、具体的な話になって恐縮なのですが、いろいろな医師会等意見ある中で、やはり医師会の方から一番詳しいいろいろな内容、意見がありまして、ウエートがございます。その中でも、医師会は現在小樽市の状況の中で必要だろうという診療科目を幾つか挙げておりまして、例えば脳外とか循環器、小児科、眼科、耳鼻科、皮膚科、産婦人科、放射線科、感染症、こういうものを重点的にやってほしいということ言われています。その中でワーキンググループでは、ではこれ以外の、これ自体は需要と供給の関係で必要性というはあるわけですから、では、それ以外の診療科目は具体的にどうなのだということでの論議を重ねてきたわけです。

例えばこれは基本構想の中にもありますけれども、今、小樽市の内科を受診している方の83パーセントというのは複数科受診なのです。委員がおっしゃったように、例えば骨折をしたら整形があればいいし、呼吸器であれば呼吸器があればいい、そういうふうに単科的な、若い方は比較的単科的の病院が多いのですけれども、高齢になればなるほどこういうのが、複数受診というのが非常に多くなるので、例えば進行がんとかになりますと、広い全身転移とかがあるといろいろな治療が必要になってくるわけです。そういう中で、どうしても一つ一つの診療科、おまけに2次、3次救急を充実される中で、例えば整形外科というのは非常に市内に専門機関があります。消化器外科もございます。では、2次、3次救急をやるときに整形外科がない2次救急というのがあり得るのかという論議になるわけです。そういう中で、一つ一つ診療科を精査したのですけれども、現時点ではやはり既存の診療科は必要だということの整理を行いました。それで、委員おっしゃるように、今から連携がもっと、今、実際に連携がうまくとれていないというのが小樽市の現状だと思います。これは今日連携室をつくったら明日からできるというものではないので、これをきっちり進めていければ、さっき委員がおっしゃったように、こういう診療科があった場合にそこから医師がすぐ来られるとか、そういう体制、きちんとネットワークを組んでいければ、診療科のあり方も変わってくるのかなというふうに考えていますけれども、今、新病院開院に当たっての診療科としてはやはり必要。

先般言いましたように、例えば内科とか整形というのはベッド数を非常に落としていますので、市内のほかの医療機関で診られるのは診ていただこうと。やはりそういう総合的な診療機能がないと診られない患者は診ていく、そういうスタンスの中で整理していますので、今後、連携室の中では、当然形は変わってくるだろうと思います。

小前委員

お金が潤沢な中で新市立病院をつくるのだったら、いくらでも考えられると思いますけれども、ない中でつくるわけですから、もっといろいろ考えてみるべきだと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

堺小学校の跡利用について

井川委員のやりとりを聞いてまして、堺小学校の跡利用の件に関して、一言だけ話しておきたいと思います。

子供会とか、地域住民、病院関係、シルバー関係、また職業関係から、いろいろ候補に挙がっている中で、公的な使用目的を重視していきたいという話がありました。小樽も今海洋少年団という、全国一の団員数を誇る50数名以上の、歴史のあるこの子供たちが、現況なのですけれども、非常に訓練場、そしてまた教習所が手狭で、今、跡地の話をしているような、そういうことも報告を受けていますけれども、今回の一般質問の中で、平成会の森井議員が自然環境教育という、教育長に、子供たちに対する海の恐ろしさとか、水の温かさとかいろいろこれからの教育の中で、そういう教育も必要だという、やりとりを聞いてまして、私はこう思っているのですけれども、この校舎内跡地で、その全国一のこの例えば海洋少年団の子供たちが訓練とか研修をさせるその姿というか、子供たちのその気持ちを考えますと、私はこれからの堺小学校の跡利用の1か所でも何とかそういう海の子供、この少年団員に対して場所の提供とか、これからいろいろな問題があると思いますけれども、全国一の小樽海洋少年団ということを理解していただいて、これからのその跡利用については詰めることもあると思いますけれども、私なりに子供たちに校舎内でのそういう教習所、また訓練所というのは非常に夢があっていいのではないかと、そう思っています。

それで、企画政策室長に伺いますけれども、これからの利用計画についてはいろいろとまた御相談をしていきたいと思いますが、いかがですか、それについては。

(総務)企画政策室長

今、初めてお伺いしたお話なので何とも言えないのですけれども、内情から申し上げますと、先ほど申し上げました四つの今検討している部分だけでも入り切れるかどうかという、そこが大変、今、頭を悩ましているところなわけです。それで、何とか、例えば会議室のようなものは幾つもの団体が共有して使っていただくとか、そういったことも含めて、そのレイアウトというか割りつけについて苦労している段階なものですから、今、小林委員が言われたその利用というのがどの程度のものかということがわからない段階でのお話なのですけれども、現状を検討している項目の中で、新たなスペースを確保するというのが極めて困難、難しい状況にあるとだけ答えさせていただきたいと思います。

小林委員

それでは、質問を変えます。

交通安全対策について

交通安全対策になると思います。この11月に小樽市内で、この10日間で交通事故で3名の方が亡くなられているという、非常事態です。その点から尋ねていきたいと思いますが、

道内10万人以上の都市で、小樽市の今回の事故の件数、また発生率、どのように押さえているか、その辺から尋

ねます。

( 市民 ) 生活安全課長

人口10万人以上の都市ということでございますけれども、北海道における警察署の管内別で申し上げますと、小樽警察署管内、小樽市だけでございますけれども、16人の死亡者という形になっております。それから、人口10万人以上の都市で申し上げますと、札幌市が37名、小樽市が今申し上げました16名と旭川市が9名、函館市、苫小牧市がそれぞれ7名、帯広市、江別市が6名、室蘭市4名、北見市1名、それぞれ11月30日現在の数字となっております。

小林委員

交通事故というのは、スピードとか、シートベルトとか、飲酒運転とかいろいろ発生原因があると思えますけれども、特に小樽市で起こった事故の発生率というのですか、発生の原因はどうであったかということ。

( 市民 ) 生活安全課長

小樽市内の交通事故死亡者は、先ほど申し上げましたように16名ということですが、そのうち小樽市内在住の方が7名、市外の方が9名という、どちらかというとも市外から来られた方の死亡が上回っております。それと、市内の7名のうち歩行中の事故が5名ということで、そのうちの4名が65歳以上の高齢者という形になってございます。これら的高齢者につきましては、横断歩道とか、そういうそばにあっても渡らない、あるいはそういうような関係の事故が多いということで、横断歩道等を御利用いただければ避けられた部分があるのかなという気持ちで思っております。

それから、特に16名ということの中で、今年顕著な部分で申し上げますと、ここ数年なかったのですが、バイクによる交通事故で3名亡くなってございます。そういう部分では、非常に残念な結果となっておりますけれども、特にお年寄りの方については少し遠回りでも信号機、そういうところを御利用いただきたいというふうに考えてございます。

小林委員

発生原因の一つに、横断歩道、信号機が今話されておりました。これ、小樽市内の信号機の設置というのですか、信号機の要望箇所、現在どのぐらいの数で押さえられているのか。

( 市民 ) 生活安全課長

町会あるいは地元等々からの市の方に寄せられました要望書につきまして、現在、警察、公安委員会の方に要望している施設としては、21か所ということでございます。

小林委員

この21か所というのは、相当長い経過をたどっているのでしょうか。それとも、例えばこれは北海道公安委員会の方からの予算で設置されるようではございますけれども、その辺の予算配分とか、例えば優先順位があるのか、その今21か所の要望箇所というは、これからの見通しというのですか、生活安全課でどのような考え方をしているか。

( 市民 ) 生活安全課長

21か所それぞれ地元要望等々がございまして、古いもので言いますと五、六年たっているものもございまして。それから、今年7月からですが、今年になって改めて要望されたものという部分がございます。それと、どの程度かという部分でございまして、ここ一、二年、特に道予算の関係が非常に削減されているというような状況の中で、三、四年前、平成13年度、14年度当時につきましては、年間三、四か所から五、六か所の設置のところがございますけれども、17年度に限って申し上げますと、私が引き継いで警察の方にお願いしている部分で申し上げますと、小樽については、年間1個来るか来ないかという、そういう非常に厳しい財政状況のところにあるということでございます。また、設置の順位については、公安委員会の方で全道のそれぞれの人の流れ、車の流れあるいは緊急度等々を予算とらみ合わせ、さらには既存の施設の改修部分も当然予算の中に入っておりますので、



それらをにらみ合わせながらやっていく、そういうような流れの中で、残念ながら非常に年間 1 個、2 個来るか来ないかの予算状況にあるということは伺ってございます。

小林委員

非常に深刻なこういう小樽市内の交通事故の件数が非常事態ということで、大変市民もまたいろいろな面で、今、深刻さを深めております。ですから、今回のこの統計を見ますと、そういう北海道公安委員会、また道警、そしてまた小樽市の生活安全課としては、この交通事犯についての防止というのですか、市民の啓もうについては対策をされているようですけども、いかがですか。

(市民)生活安全課長

交通安全につきましては、あらゆる機会を通じまして皆様方に啓発をしている。端的に申し上げますと、年間60日、春、夏、秋、冬のほかにそれぞれ10日間ずつ、全国の交通安全運動もありますし、北海道だけの独自の取組もございます。また、先ほど市外の方が小樽に來られて交通事故に遭ってというような形の中で、手稲区とか南区あるいは後志管内の町村が同じ日に、それぞれ同じ時間帯を目安に一齐に啓発活動、旗波関係をやっておりますし、今年は初めて、9月20日になりますけれども、1,000名の方の旗波ということで、市職員のほか地元町内会、市労連あるいは交通安全団体ということで、啓発運動をやっています。また、老人クラブも独自にそれぞれの運動期間中に早朝の啓発、あるいはたそがれ時での交通啓発活動、あるいは朝里の駐車場のところでパトカーのランプをつけた形での啓発、あるいは小学生・幼稚園・保育園の児童から老人クラブまでを対象にしました安全教室、これにつきましては、年100回程度、7,000人弱の方に毎年安全教室の方に御参加いただいて注意するように、あるいはみずから自分の身を守っていただくような啓発活動をしております。

それで、今年の11月に關連して申し上げさせていただきますと、11月の10日間に3名の方が亡くなられるということで、お年寄りがその中に2人含まれておりましたので、小樽市長、警察署長からの緊急メッセージも発して、FM小樽とか、時事放声への啓発要請、そのほかにホームページとか、各種の関係、あるいは警察関係、あるいはあらゆる団体がそれぞれあいさつする場合に、一言交通安全についてワンポイント加えていただきたいというお願い、その関係のほかに、民生委員やホームヘルパーを通じまして老人クラブ、65歳以上の老人というのは3万人以上いるのですけれども、老人クラブに入っている方というのは1万人弱というような形で、入っていない方への例えば夜光反射材等々のPR、あるいは交通安全意識の啓もうというような形でやっておりますし、ごく直近で申し上げますと、長橋でありました交通事故のときには、地元の町内会の方々にお集まり、御協力いただきながら事故現場での啓発活動等々をやってきてございます。どこまでやればなくなるのかというのは非常に難しい問題だと思っておりますけれども、地道にそれぞれが御注意いただく、注意されたときだけでもいいのかと思っておりますけれども、そういうことを繰り返しやっていき、少しでも交通事故が減るような形で努力してまいりたいと考えてございます。

小林委員

高齢者に対するまちづくりについて

高齢者に対するこのまちづくりについて、何点が尋ねます。

高齢化時代の先進都市と言われておりますここ小樽であります。小樽市民の皆さん方が安心、そしてまた、安全な暮らしのできる、そういうまちを誇れるものにしたいという考え方から、何点が尋ねていきたいと思っております。それが、まちへの愛着に通ずるといふか、継がれることでありますので、何点が尋ねます。

まず、独居老人世帯、また老人世帯について、それぞれの世帯数とその現況について、差しさわりのない範囲でお答えをいただきたいと思っております。

(福祉)地域福祉課長

毎年でございますけれども、5月に民生児童委員の方が市内で世帯状況の調査を行っております。今年の5月の

状況によりますと、独居老人6,167世帯、それから老人世帯8,069世帯、合計で1万4,236世帯となっております。

小林委員

老人世帯に対して、この安全・安心面の両面から配慮されている主な施策について伺います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

高齢者等に対する安心・安全に配慮した施策の主な内容でございますけれども、例えば在宅生活を続けるための施策といたしましては、ヘルパーを派遣する軽度生活援助サービス、あるいは緊急事態に備えた緊急通報装置の設置を支援する緊急通報システム、それから安否確認を兼ねて週1回夕食を配食する給食サービス、それから自力で除雪できない方の高齢者等のために福祉除雪サービス、そういったものがございます。それから一方、住居と生活支援の両方でサポートする施策といたしまして、市営住宅の新光E住宅で実施してございます高齢者世話付住宅、いわゆるシルバーハウジング、こういうものとか、入船にある軽費老人ホーム「福寿荘」、それから赤岩にある生活支援ハウス、そういったものがございます。それから、高齢者の社会参加、生きがいづくりということでいいますと、ふれあいパスとか、それから老壮大学等ございます。それから、相談的な部分で申し上げますと、社会福祉協議会でやっている高齢者相談センター、それから市内に6か所ございますけれども在宅介護支援センター、そういったものがございます。そういったいろいろな各方面から高齢者のための施策を実施してございます。

小林委員

個人情報のこともありますが、どの地区に居住されているのか、また、救急時とか防災の際において大変重要だと思います。ルートマップなどを作成して、その現況をどのように押さえられているのか、伺います。

(福祉) 地域福祉課長

先ほども答えました民生委員の地区なのですが、市内16の地区民協の地区がございまして、それに従いまして、世帯数の多い順に何点が紹介したいと思います。まず、独居でございまして、山の手地区、これが737世帯、その地区の世帯数に占める割合としては24.4パーセント、それから手宮地区607世帯、こちらが29.2パーセント、それから奥沢地区、こちらが596世帯、率にしますと31.6パーセント、ここが一番率的には高かった。それから、老人世帯でございまして、奥沢地区が894世帯、山の手地区が797世帯、高島地区が719世帯。それから、人数的なことなのですが、65歳以上の高齢の方ということだと、山の手地区で3,238人、それから奥沢地区で3,165人、手宮地区が2,942人ということでございます。

それから、救急災害時のための老人世帯用マップでございまして、私ども福祉部としては、マップとしては作成してございません。ただ、緊急時の安否確認等を希望される世帯については把握しておりまして、それは、地区の民生委員と協力して把握しているところでございます。

小林委員

次に老人世帯向けの除雪なのですが、やはり今の冬の除雪の対応、本議会の中でも菊地議員の方から随分市長の方をお願いした経過も聞いています。現在、市としては社会福祉協議会などと連携して、この雪に対する配慮というのですか、対応していると思っておりますけれども、その主な施策、そしてまた、それに対する今後の施策について、主なものがありませんでしたらお知らせ願いたいと思っておりますけれども。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

高齢者等に対する除雪の関係でございまして、私どもで実施している福祉除雪サービスにつきましては、対象者として市民税所得割が課税されていないひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみで構成されている世帯、そういった方々を対象にいたしまして、一応自力で除雪ができないという世帯、その方たちを対象にしております。それで、まず地区の民生児童委員を通じまして事前の登録をしていただき、あと除雪をしていただいたという場合には、社会福祉協議会の方に申入れをしていただき、ボランティアあるいは事業者を活用しまして、玄関先から公道までの生活路の確保ということをメインに現在実施しているところでございます。

それから、今後こういった形で展開していくのかという部分でございますけれども、例えばその除雪サービスに限らず、できればその地域の高齢者を地域で支えていくという観点は非常に必要だと思いますので、そういった観点から、地域で地域の高齢者を支える、そういった枠組みをひとつ考えていきたいということで考えてございます。

小林委員

高齢者の時代の先進都市と言われているここ小樽です。一層その高齢者の方々に、管理したまちづくり、せめて道内外からこの小樽に集まるような温かい政策、そして住みよいまちづくりについて強く要望いたしまして、私の質問は終わります。

上野委員

ただいま小林委員の方から交通事故のお話がございます、生活安全課長の方から、11月3人の死亡がございます、実はこのうちの1人が私のおばでございます、3歳のときから母親が亡くなってそのおばに育てられたというような関係もございまして、今のお話を聞いて、本当に自分の身内なのですけれども、切実にこの交通事故ということに対しての制度とか、考え方を再度確認したいというような気持ちでございました。端的に言いますと、おばは10メートルほど前へ行けば横断歩道があるのですけれども、朝、病院に行くためにバスに乗るので、たまたま左も右も見たら車が来ていなかったのですけれども、85歳でございますので、背も私より小そうございますので、歩歩も短うございますので、渡りきらないうちに北から来た車が時速40キロの制限のところの時速60キロぐらいで来たトラックで時速40キロで来ていれば警察の検証では、はねられなかったというのです。カーブから見えて、来ていなかったですから。ところが、その運転手が一番先頭で時速60キロで来たというので、速度が20キロオーバーしたおかげで、おばが見えなくて、はねたという。本当にそういうことが現実にあるのだということをも自分自身こう感じたということをも、まず、また小林委員が先ほどの3人とと言われて、そのうちの1人が、今日ちょうど三七日でございましたので朝お参りしてきましたけれども、本当にそれぞれ気をつけなくてはいけないし、また、どんなに気をつけてもこの事故は避けられないのかなという思いで言わせていただきました。

鳥インフルエンザの対応について

まず、初めに保健所に伺います。保健所の方としましては、鳥インフルエンザの情報につきましていろいろな角度から、また日本だけでなく、世界じゅうの情報を今流してくれております。また、新聞紙上でもいろいろな角度から小樽市の保健所の情報を提供してございますけれども、これにつきまして、小樽市の保健所としましては、厚生労働省、また道の保健所関係、小樽市、どういう連携の下でこの鳥インフルエンザについての情報を提供しているかということを知りたいと思います。

(保健)保健総務課長

鳥新型インフルエンザを含めまして感染症の拡大対策につきましては、一昨年のSARSの経験もございまして、地域における危機管理として取り組んできているところでございます。新型インフルエンザの対策につきましては、もちろん国、都道府県、それから市町村、それぞれのレベルにおいて、それぞれの役割に応じた対策を講じる必要があると思いますけれども、本市の場合は、御承知のとおり、以前からこの問題に取り組んでございまして、国よりも早い時期に、既に実際のその行動計画というものをつくっていたという実態がございます。それで、今回、11月14日に国から行動計画が示されまして、それをうちの方でいろいろ精査をいたしまして、国との考え方の整合性を図りながら、以前からあった計画を一部修正を加えて、今回、11月28日に市の行動計画として発表させていただきました。

あと道の行動計画につきましては、今、策定中でございまして、うちの保健所からもオブザーバーという形で出席させていただきながら、必要な意見も述べさせていただきながら、作業を進められているところでございますけれども、今月の26日に道の行動計画が発表されるやに聞いてございますけれども、国の整合性については従前から

とられてございますけれども、道の計画との整合性につきましても、道の計画が発表された後にその辺を精査して、うちの計画と整合性を図りながら、必要があれば修正も加えながら対応していきたいと考えてございます。

上野委員

今、お聞きしたとおり、本当に先駆けといいますが、これについては対策又は情報については全国に先駆けて小樽市がやっているというふうに確認をしたわけでございますけれども、それと関連しまして、やはりこれは小樽市の医師、医師会と無関係ではございません。この辺の連携といいますが、保健所とどういうふうになっているのか。また、今までもしそういうことをやっていない、今後についてそういうことをどういうふうな形でやっていくかということもありませんでしたら、聞かせてください。

保健所長

今の保健総務課長の答弁に追加します。国、道においてどれだけ世界の情報を持っているか、私はわかりません。少なくともついで1か月ぐらいまでは、たぶんそんなに把握していなかったのではないかな。ですから、ある意味で、私の方からもかなり情報を流しています。それを追加します。

それから、今後の医師会との関係ですけれども、この行動計画は、公的病院長会議、それから小樽市感染症専門委員会をつくって、そういった委員会でも1か月前に諮っているいろいろな面から考えてもらいました。ただ、内容的に非常に難しいものですから、いろいろな問題点が残ってはいるのですが、それはさらに今後も医師会も含めて、来週21日に総合調整拡大会議を開き、最終的に合意点を生み出そうと思っていますから、あくまでも私が言いたいのは、これは医療の範囲ではなくて、危機管理なのです。例えば明日にも小樽市に起きたときに、いかにしてそれを防ぐかというのが目的になっています。ですから、医療の枠内でとらえて、ここはああこうだというよりも、とにかく小樽市の犠牲をより少なくする。ですから、机上の文書で終わったら、意味がないわけです。ですから、その辺を十分関係機関に説明しながら事を進めております。ですから、医師会ともほかの調整も来週やる予定です。

上野委員

市民としましては、やはり大変これは関心というか、命の問題でございまして、それだけ先駆けてやっていることは十二分あれがあったと思っていますので、また、やはり関係機関と十分に縦のネットワークを構築して、せっかく小樽市がこのような形で先駆けてやっているのだから、それが継続していくことをまずお願いしたいと思います。それはよろしいので、また、先ほど、21日にあるということも、私も聞いていますので、どうぞいい方向に進むことをお願いします。

新市立病院について

次に、新市立病院に関して、私も市立病院調査特別委員会でいろいろやっていますけれども、今日はちょうど市長もいませんので、私もしゃべりやすいので、市長がいれば何か市長もやると言っていますので、なかなか言いづらい面もございまして、今日は市長も御休憩でございまして、マイクで聞いているかどうかわかりませんが、

一つは、まずこれも論議されていますけれども、管理者制度の導入ということを新しい病院でも検討している。また、そういうことも、特にもう札幌市あたりも、市立札幌病院もそういうことをやるとも新聞紙上にも載っていますけれども、これについて新病院はもちろんでございますけれども、新病院がいつできるかということもまだ全然、いろいろな形では3年後、5年後、6年後、いや、10年後になるかわかりませんので、そういうことでして、今の病院も含めてこの管理者制度の導入についてどういうふうになっているか、お願いします。

( 樽病 ) 事務局長

基本構想の中でも、従来からも答弁してはございますけれども、いわゆる地方公営企業法の全部適用等、いわゆるそういった体制というのはひとつ検討課題だということでございますけれども、この件につきましては、これからの病院を運営していく場合、特に市立、自治体病院の場合は、いわゆるマネジメントという面を十分考えていかなければ

ば、とても運営はしていけないと思います。そういった中で、自治体協議会の会長なんかは常に言っていますけれども、やはり地方公営企業法の全部適用は最低限もうすぐやらなければならない問題ということで、先般、研修にも行ってきましたけれども、話していました。ただ、その中で全部適用をして、なおかつ、いわゆる事業管理者を置いて、先般、市立病院調査特別委員会でも答えましたけれども、院長と事業管理者を兼ねるというケースもこれは 8 割方あります。ただ、院長のほかに事業管理者を別に設けるという形、こういう形もあります。私が思うには、事業管理者を院長と別の立場で置いて、いわゆる医療とはもう一つ違うマネジメントの方に力を注いで運営をしていくという形がいいのではないかとこのように思っています。それは、新しい病院を運営していくための、私は前提になると思っています。それともう一つは、今の病院からそういう体制をしけないかということなのですが、なかなか現在、医師の確保の問題、私どもの体制自体が今非常に動いている段階でして、ここで今すぐ全部適用をできるかどうかという非常に難しい面がありますけれども、ただ前段で言いましたように、新しい病院の前でも全部適用というのは当然できるわけですから、そういった中で今の小樽病院の状況を見ながら、その辺もやはり考えていきたいと思っています。

ただ、地方公営企業法の全部適用をして事業管理者を置いて、すべて黒字になっているということは、これはないのです。2 年か 3 年前の統計で見ますと、約 1,000 自治体病院があります。そのうち 160 ぐらいの病院が全部適用をしていました。そして、ほとんど 8 割方が事業管理者を置いているのですけれども、そこで赤字と黒字の病院の割合を見ますと、若干赤字の病院の方が上回っているのです。赤字の病院が五十二、三パーセントだったと思えますけれども、黒字の病院が四十七、八パーセント。ですから、全部適用をして、これがバラ色であって、すべて黒字になるということはないのです。いかに全部適用の、いわゆる人事権なり、それから給与の問題なり、与えられた権限を事業管理者がいかに生かしてマネジメントをしていくか、それが全部適用して運営して、いわゆる健全な運営をしていけるかどうかという、そういうふうにかかっていると思います。現実には、事業管理者、いわゆるそういったマネジメントにたけた事業管理者を見つけるということは極めて難しい。今、委員も言いましたけれども、来年度、4 月から市立札幌病院が全部適用をして事業管理者を置くということが公表されていますけれども、それでも、私はまだどなたが事業管理者になるかということは見えていないのです。それだけ難しいものだというふうに思っています。ですから、いずれにしても、なかなか難しい問題もありますので、前回答弁しましたけれども、いろいろこれからまた情報収集をやっていきたいと思っています。

上野委員

地域医療連携について

先ほど小前委員から地域医療連携についてお話がありました。これも連携室を設けるとか、連携をやっていくということは、もう 2 年間ぐらいずっと聞いているのです。この連携をやっていくというのを、やっていく、やっていきたい、市内の病院と地域連携をしていきたい。していきたいけれども、しているという、どうも感じがないのです。先ほど小前委員もその点を質問していましたが、思い切って、もう医療機関の連携室なんかも立ち上げて、私はやっていかなければ、今すぐ進めていかなければいけないと思うのです。しつこく言いますが、新病院はまだいつできるということが決まっていませんので、今からもうそういうことを含めてやっていきたいのではなくて、もうやりますという、そういうことをやっていかなければ、特にもうこの地域医療連携というのは、これから特に小樽はもう本当に地域の地域でございますので、先ほど保健所長の市内の医師会の話もございまして、その辺とやはりキーポイントが小樽病院だと思っておりますよ。病院数、患者数もいろいろ多いので、診療数も現在多うございまして、やはりリーダーシップをとって、そういうことを小樽市医師会ときちんとお話をしていくということをまずやらなければ、どうもやっていきたいとか、これからしますという答えがずっと続いているような気がする。これにつきましては、いかがでしょうか。

(樽病)事務局長

現在の病院の中での地域連携についてのお話ですから、私どもから答えますけれども、地域連携室を立ち上げて、先ほどのお話もありましたけれども、いわゆる紹介率、逆紹介率を上げて、何とか連携を保っていくという機能分担をしていきたいというのは、従前から考えてきております。それで、なくならないように努力しておりますけれども、実際問題、具体的に地域連携室を立ち上げるということで現在検討しております。それが、来年度になるか再来年度になるかはちょっと、実際スタッフを配置していかにもその連携を機能させていくかというところで非常に難しい面もあるものですから、そういったところで今具体的に検討しているところであります。

上野委員

先ほど、小前委員の話の中でも出ていました新病院の科目が多いのではないかと、私もそう思います。やはりこれは地域の病院と基幹病院なんかも含めて、きちんと本当に定期的に、もう真剣に、どうしたらいいということを経済界も含めて話し合いをしていかなければ、私も市立病院調査特別委員会に出ていますけれども、どうもこう医師会あたりと、それからほかの基幹病院と小樽病院がきちんと連携というか、そういうところが話し合いがとれていないような気がするのです。もうこれは私の思いもわかりませんが、何回もいろいろな形で改正的なものが出ていますけれども、どうもそれが小樽病院だけ独自でこうやっているのではないかと。やはりこれからの医療は、地域の医療機関と十二分に連携していくということが大事でございますので、今やるというふうに事務局長も言いましたので、2年と言わずに早めに新病院も含めてきちんとそういう話し合える場をつくっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

総務部吉川参事

医療連携の話ですけれども、小前委員からもお話がありましたけれども、実際に医療連携というのは、10人いれば9人がみんな必要で早くやりましょうというシステムなのです。ただ現実的に、これだけ多くの問題を抱えたシステムはないと言われておりますので。なぜかといいますと、市立病院、公立病院ですね、それと民間病院があります。それから、診療所もあります。もう一つ一番大きいのは、患者がそれぞれのその連携に求めるものがみんな違うので、それをうまく調整して連携をとっていくというのは非常に大変だろうというのが、いろいろな情報から表れておりますので、今、連携室の話をしましたけれども、私が今考えているのは、やはり連携室を立ち上げましたら、今、公的病院には連携室があるところもありまして、連携担当というところを置いているところがありますので、まずその辺のネットワークから情報交換をしながらつくって行って、それと医師会の病診連携もありますので、そういうふうに広げていかなければなかなか難しいのではないのかなという感じがいたします。

先ほどの診療科の話が出ましたけれども、やはり診療科の機能分担をきちんとしていくというのは、医療連携の上にとりや成り立っていくものでありますので、ドクターの意見の中にも、今回、この診療科自体は必要だと。ただ、何でもかんでもうちで診るのではなくて、単科の方でいいのであればそれぞれ専門病院に渡しましょう、それ以外のものを診ていきましょうとのスタンスで、今、整理してまいりますので、連携がきちんと進んでいけばまた形が変わってくるのかと思いますので。これは医師会も含めましてですけれども、早く進めていきたいという考えでございます。

上野委員

平成13年3月に市立病院新築統合に向けての提言という形で、市立病院新築検討懇話会というもの、これが唯一の市民の懇話会だったので。それから後はできていませんから。4年もたっていますので、私はもっと新しい、またそういうものをつくった方がいいのではないかと考えていますけれども、もう市民の合意を得ていると考えていますけれども。ここの1ページですか、新築を適当と判断する上の必要な条件と1から7まで、書類をお持ちですか、私は言っていなかったのですけれども。どうもこの1から7で満たされていないのがたくさんあるのです。必要な条件ですから、市民から出た、懇話会から出た。特に「病院新築に伴う財政的負担が小樽市の行政サービス

の質と量、市民の税負担及び財政健全化計画にどのような影響を及ぼすかについて試算が行われ、その結果が市民に公開された上で、それに基づいた判断が下されること」と4番目に出ているのですよ。どうもこれなんかも判断するのに必要な条件ですけれども、満たされていないのではないかと。ほかにもございまして、これにつきまして、読みませんが、この平成13年3月の提言を、現時点でどのように受け止めるかということ、もしわかればわかった範囲で、わかりませんか。

総務部吉川参事

提言の7項目については十分承知しております。今ある4番目のその財政との関係なのですけれども、確かに基本構想、これは市民の皆さんにお示ししていますけれども、医業収支の部分だけしか出してきておりませんので、考え方としては、今、このまま両病院を続けていく中で、一般会計の負担分、繰入れから交付税を除いた分というのが7億、8億円ベースで想定されて、今また医師確保が難しい面の中で、ますます悪化していくと膨らんでいくだろうという中で、新病院をつくるコンセプトというのは、前回はそうなのですけれども、要するに交付税措置された分を除けば、一般会計からの持ち出しをなくするという形でやはり収支は考えていかないと、とても財政健全化対策をとれなくということで、その分はやっていこうかと、当然やっていくということで。ただ、前回、いろいろ試算のベースになっているものが変わってきていますので、その辺は、今後、当然その分も示して、現状のままいったらこうなる、新病院へいったらこうなるというので、やはり市民へ示して進んでいかなければならぬかというふうに考えてございます。

上野委員

繰出金について

繰出金、昨年度は12億円が2億円追加になって14億円になったということですね。2005年度におきまして、予想ですけれども、まだ12月でございますけれども、どういうふうに今、財政としてはどのぐらい繰り出してもいい、どのぐらい繰り出すといっても、予算どおりいくのですか。その辺、お願いします。

(財政)財政課長

前にも一度話しましたが、病院事業の16年度の決算で資金余剰が約4億円になっておりますので、今年の経営状況を見ながら、最終的に、今年度、その4億円のどれぐらいを食いつぶすのか、つぶさないで残してくれるのか、その辺はこれから最終予算に向けて病院といろいろ調整しながら、来年度の話もありますから、それらも含めて相談していきたいと。返していただけることを期待しているというのは、隠さない事実であります。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋山委員

今回の一般質問で、2点について質問させていただきました。

基本健康診査について

初めに、市民の健康づくりという観点での質問の中から、それと基本健康診査について、平成4年度から実施さ

れているということなのですけれども、市としてこの基本健康診査をどういう位置づけで実施されているのかを尋ねます。

(保健所)健康増進課長

健康診査の位置づけでございますが、こちらの方は老人保健法に基づく40歳以上の健康の保持・維持というか、そういったことを目的としてやっている状況でございます。

秋山委員

この健康診断という観点で、一人の生涯をずっと照らし合わせて見てみましたら、最初の段階が乳幼児健診から始まります。でも、これは3歳で終わります。就学時から小・中・高までは、きっと、きちんと学校で健康診断があるのかと、また、機会があるのかというふうに思いますが、これ以降は大学に進学する方、また社会人になって会社に勤める方というにいますけれども、勤め人になるとある程度定期的に健診が可能になります。だが、高校を卒業して家業を継いだり又は自営業など、また20代で結婚された主婦など、こういう方々に対しての健康診断という部分、どういう形で行うことになるのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

そういった家庭の主婦とかにおかれましては、それぞれの状況で一般の健康診断というか、老人保健法とは別な形で各医療機関の方でやっているような状況でございます。

秋山委員

これは小樽市で財政措置をされながら行われているこの基本健康診査、その単価と民間で受ける場合との単価、おわかりでしたら教えてください。

(保健所)健康増進課長

市の健康診査の単価でございますが、こちらの方は1,200円でやっています、各医療機関の方では委託をしてやっているような状況でございますが、こちらの方はその差額ということでございますけれども、後で調べて答えません。

秋山委員

せっかく小樽市で年齢が40歳以上というふうに決められて、会社員でないという方を対象に基本健康診査が行われているにもかかわらず、なかなか受診率は思わしくない。よく耳にするのは、主婦層の早期発見できないで病気になる方、もう手遅れという、ここの部分を今後考えていただければ、今の小樽市の情勢からいったら厳しいかと思いますが、国に要請していただいて、何とか簡単に安い価格で健康診査が受けられるようになればいいというふうに思っている一人です。

過日、82歳になる方が突然倒れまして、縁あって、腰が痛いと言うものですから整形関係に連れていきました。ところが、裸にした途端、大変だから大きい病院へということで、ある病院に連れていったのですけれども、結局そこではきちんとした処置ができなくて、2か所ぐらい回って、最終的に市立小樽病院に担ぎ込みまして、余命何日、そのとおりに亡くなって、この現状を見たときに、その方は病院にかからないのが自慢だった。絶対これは医療費の面から見たらありがたいのかと思うけれども、褒められた方ではなかったと思いますが、この健康診断を受けたくない人は別にしても、そういう面でなかなか受ける機会があっても受けないという部分、また受けられない人に対しても、今後、小樽市実施は難しいと思いますので、国に働きかけていただければありがたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

(保健所)健康増進課長

受診率等を含めまして、実際の目標よりも若干少ないような状況でございますので、まずそういった受診率の向上というのですか、いろいろな形で啓発しながら、基本健康診査の向上に努めていきたいと思っております。



保健所長

追加させていただきます。基本健康診査に関しては、今、非常に過渡期だと思います。従来から行ってきた診査自体が果たしてどういう意味を持っていたかという、今、反省期なのですね。この秋に、これまでの基本健康診査でいろいろ行われた項目について、どれだけ有効であったかというところを厚生労働省で専門家にゆだねて、そういう研究会が初めて日本で開かれたのです。そうすると、長期的に見た場合に、今まで行われてきた部分の多くが意味がないというようなことで、それもむしろ今後の生活指導という方向に変わっていくと思います。ですから、いろいろ検査をして、又は一般市民、秋山委員がおっしゃったように、家庭の主婦に検査しろと言っても、私はたぶん限界があるのではないかと。それよりもむしろやはり生活指導の方が基本的には正しいし、国の考えもそういう方向に今変わっていると思います。

秋山委員

今、保健所長の方から予防健診ですか、予防を観点にしたという方向性のお話をされましたが、そうになっていったとき、なおさらこの対象者というのはどうなってくるのかなというふうに考えるのですけれども、こういう点はまだ見えてきていないところなのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

対象者につきましては、40歳以上の勤務されていない方とか、家庭の主婦とか、そういった方を対象としてやっているような状況でございます。

秋山委員

であれば、これから行われる予防という観点から見ても、40歳以上という形で推移されていくというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

そういった形でやっていきたいと思っております。

秋山委員

では、そういう目で見えていったときに、先日質問の中で、健診該当者数、目標数、受診者数とか受診率を聞きまして、16年度の数で答えをいただきました。16年度は、該当者数40歳以上で勤めていない方、該当者が3万360人、一応小樽市としては厚生労働省の目標に従って50パーセント、1万5,180人を目標にしてやってきたのだけれども、受診率は28.5パーセントの8,654人で終わっている。これは、ずっと15年間、大体30パーセントから28.5パーセント台を推移してきたのではないかと思います。この件から見て、今の保健所長の意味がないというような声があったというような話になったのかなと思います。そういう観点で見たときに、今までは50パーセントという目標に対して30パーセント、28.5パーセントで、まあいいで手をこまねいてきていたのであれば、今後せっかく国として方向を転換しても、この形で進むのであれば、基本健康診査を受けるという人も大した変わらないのではないかと思いますけれども、この点いかがですか。

(保健所)健康増進課長

受診率を上げることがなかなか難しいと思うのですが、平成12年度、13年度につきましては、30パーセント台ということになっているのですけれども、このパーセントをやはり上げることがそれぞれの疾病の予防にもなりますので、いろいろな機会をとらえてやっていきたいと思っています。

秋山委員

わかりました。

それで、質問のいただいた答えの中で、8,654名の方が受診して、その結果何名の方が疾病、これが判明されたのかという人数、それとパーセント、そして高脂血症とか高血圧、心臓病、数字だけ4,204件とか足したら、複数とおっしゃっていましたので、受診者数より多くなるのは当たり前かと思いますが、この受診者数に対する疾病の判定

された人数と割合を教えてください。

( 保健所 ) 健康増進課長

健康診査の結果につきましては、五つの段階に分かれておりまして、一つは異常なし、二つ目が要注意、三つ目が要指導、4番目が要受診、5番目が治療継続の五つの分類に判定をしております。その中で8,654人の方が受けられたのです。

8,654人中、異常なしの方が1,238人、要注意の方が1,198人、要指導が749人、要受診が1,578人、治療継続が3,891人となっております。割合でございますが、異常なしの方を除いたいわゆる疾病の対象者といたしまして、合計が8,654人中7,416人ということございまして、約85.7パーセントとなっております。また、疾病の内訳でございますが、それぞれの要注意、要指導等の中で、主な疾病の中での上位三つといたしましては、高脂血症が4,204人、それから高血圧が3,209人、心臓病が1,368人ということで、1名の方がそれぞれの疾病を重複して持っておりますので、最終的には8,656人の方というふうになるような形になっております。

秋山委員

今、数字をお聞きしましたけれども、そうすると小樽市の基本健康診査を受けるというのは、最近体調が思わしくないとか、自覚して受けている方が多いのかというふうはこの数字から感じたのですけれども、そして要するに病気が何重にもまたがっているというこの結果から見ても、やはりこの観点から見たときに、今後予定される予防という観点というのは非常に大切でないかというふうに感じました。

8,654人中7,416人が一応ある何らかのということは、体に異変が起こるまで健康診断を受けない人が多いというふうにとらえられるのですけれども、この辺いかがなんでしょうか。

保健所長

ある意味では委員がおっしゃることは正しいのですけれども、例えば今言った高脂血症又は高血圧を見ていった場合、日本人の成人の中で高脂血症とは結構多いのです。ですから、それをすべて疾患、これは疾患予備軍と考えてもいいのですけれども、実際のこの成人型のそういう疾患予備軍が多いというのは、これは事実です。それをどこまで疾病の予備軍として判断するかが非常に難しいところなのですけれども、例えばこの中でもたぶん高血圧がかなりいると思うのです。その部分も全部これらの治療対象とはすぐ明日からとはならないわけです。ややそれと似たような分類かと思うのです。ですから、すべての値が正常だったら、これはすごいのですけれども、必ずしもみんなやはり血圧だ、高脂血症だ、何々でみんなひっかかっている。それが数値としてパーセントとして現れてきている、そういう話です。ですから、どこまでを病気としてとらえるか、その辺が非常に難しいですけれども、今後はそういった率をどんどん下げようような生活指導が必要だという、そういう動きかと思えます。

秋山委員

保健所長の方からお答えが出たような感じがしますが、まずやはり自分で自分の健康管理をするというのはいかに難しいことかということをもまず一点感じました。私もそうですけれども、耳が痛くなりましたけれども、病名を言われると病人になったような気がしますが、言われて初めて健康管理をしなければというふうになりますし、そういう観点からすると、今後ともこの基本健康診査というのは大切な位置づけにあるのだなということもわかりました。

健康教育について

それで、今後、取組をどうしますかということでお答えをいただいている中で、健診の必要性和食生活の改善指導、生活習慣改善に関する健康教育の充実を図るといふふうにされておりますけれども、現在、少子化の上に家庭における子供の数も1人とか2人、そしてその上に大事に大事に育てるといふことで、子供の言うままに育てているという甘い親も多いということから、子供たちの中にも小学生の低学年から糖尿病も忍び寄ってきているという実態があります。こうしたニュースを聞くにつれ、保健所だけというのでなくて、広く教育関係、また若い母親

方に横の連携を図りながら、こういう健康に関する取組というものも必要かと思いますが、この件に関して各部門、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

(保健所)健康増進課長

保健所の方においては、父母を集めまして、学校の関係であればPTAの婦人学級とか、そういったところの要望がありましたら、こちらの方で食事を含めた形、また高血圧、糖尿病とか、そういった衛生教育などについて出向いて行って啓発をしている状況でございます。

(教育)学校教育課長

学校の方の健康教育という形でございますけれども、学校におきましては、小学校1年生から中学校3年生まで、それぞれ毎年この健康診断とかそういった形で行ってございます。そういったものを通じまして、養護教諭の先生がいるわけですから、そういう部分の中で、それぞれ保健指導という立場の中で、そういったものを含めて教育をしてもらっているというふうに考えてございますし、また国の方から、それから道の方から健康教育にかかわる、それからたばことか、薬物とか、そういったものも全部含まれますけれども、いろいろなパンフレットとかも参りますので、参考にしながら、その学校の中でやっていただいていると考えてございます。

秋山委員

保健所の方からは、出前講座にどんどん動きますとお答えがありました。

栄養教諭の配置について

この小・中、要するに子供を取り巻く環境の中で、この前自民党からの質問の中で、栄養教諭でしたか、実態は給食センターに現在はいるという状況で、何年先になるか、各学校にもこのような状況になれば一日も早い対応が必要になってくるのでないだろうかというように感じられます。やはりまた半面、子供というのは先生方から教えられると本当に一生懸命取り組むという性質もあります。そういう観点から子供にきちんと教育した上で、子供からお母さんに浸透させていくという点もあるのかなという感じがしますが、栄養教諭、もう少し早い取組を要請されてはどうでしょうか。

(教育)学校給食課長

栄養教諭につきましては、今年度、道の方で導入しまして、10月31日に道の関係の学校が8名、それと市立小学校、滝川ですけれども、3名の栄養教諭が任用されましたけれども、一番の課題は、例えば小樽市もそうなのですが、今42校の学校がありまして、そこで単独調理校6校と、それと共同調理場が二つありますけれども、栄養職員なのですけれども、新光共同調理場では3名、オタモイ共同調理場では2名、それと単独調理校につきまして、道費の栄養職員なのですけれども1名なのです。そういう中で、早急に例えば各学校に栄養教諭を配置・任用となると、今42校で5名程度しかいない栄養教諭は、そうおいそれとは配置するまでならないということと、学校と栄養職員の意向というのもありまして、道の方もその辺の配置ができるところからやっていくという要素、それと栄養職員の栄養教諭になるための定数配置を道の方は一切今のところ考えていないということなものですから、なかなか早急に全校に配置というふうになるような状況にはまだなっていない。ただ、少ないながらも、まず共同調理場とかの体制づくり、栄養教諭というか、学校に行けるような体制づくりをしまして、その後学校等、関係機関とも連携しながら、なるべく早く、全校というのは無理ですけれども、1校でも配置できるような体制づくりもしていきたいとは考えております。

秋山委員

北海道を見ても、小樽市を見ても、伴うものは財源ということで、非常に厳しいということはわかります。でも、できるだけ前向きに取り入れていただければありがたいと思います。

健康づくりの活動について

次に、健康おたる21で育成されているという推進員についてなのですが、推進員というのはどなたが推薦

するのか、またどのように育成をされているのか、また地域ごとにこの推進員というのはいるのか、また地域における健康づくり活動にどのように取り組んでいるのかについて教えてください。

(保健所)健康増進課長

健康推進員におかれましては、市内の各町会を基にした保健委員というのがあるわけですが、その保健委員の方の推薦をいただきまして、健康推進員という組織をつくっているわけですが、その中で市民の健康づくりに寄与・貢献するというを目的として活動している状況でございます。

秋山委員

そうしたら、地域ごとにばらつきがあるのですか。全体で何名ぐらいいるのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

230人ぐらいだと思います。

秋山委員

人数、それと活動についてわかりました。

それで、おたる健康総合大学というのを立ち上げて、それに参加して自分から健康づくりに励まれている方もいるかと思いますが、大方の市民はなかなか時間的余裕もないし、参加できないということで、何かレベルもすごく高そうなので、もう少し大衆向きの健康づくりというのを推進できないのだろうかというふうに考えております。

学校の方に尋ねますけれども、朝里とかの小学校で、「子どもダンスうんどう」というのをやられているそうですねですが、どんなダンスなのでしょう。

(教育)生涯学習課長

「子どもダンスうんどう」ということで、去年から始めているものでございまして、これは「地域子ども教室」という中で、民間の方が指導的にやってございまして、土曜日の学校開放の中でそれを展開してやってございます。ちなみに、去年は幸小学校と天神小学校をスタートさせて、今年は4校でやってございます。

秋山委員

この4校でやられているダンスうんどうというようなものを全市的に普及されて、リズムさえ、音楽さえ流れればだれでも簡単にどこでもできるというような、こういう普及なんていうのはあったらいいと考えるのですけれども、これはいかがなものでしょうか。

(教育)生涯学習課長

「子どもダンスうんどう」でございますけれども、このダンスのリズムを音にしまして、本当に簡単にだれでも楽しめる運動というふうに聞いてございまして、今、私どもでもこれは子供にとっても非常にいい運動であるということから、これを「地域子ども教室」の中でももっと普及させたいと考えております。

秋山委員

今、学校関係からお答えいただいたのですけれども、全市的にと見たとき、ちょっとずれるかと思うのですけれども、小樽市としてはこういう構想というのは成り立たないのでしょうか。

(総務)企画政策室長

それぞれの例えば教育委員会は教育委員会のブロックで、それから高齢者は高齢者のブロックで、さまざまな取組がされているというふうには考えております。

先ほどの質問との関連もありますけれども、産業会館でやっている杜のひろばでも、健康という中で、脳力アップは脳の力のアップと書くのですけれども、そういった取組とか、太極拳とか、ストックウォーキングとか、特にどちらかという若い方よりも高齢者の方が健康に対する関心も大変強いですし、いろいろな集まりに対する参加率も高い状況にはなっております。

もう一つは、非常に進めている部分では、市内の銭湯との連携をとって、地域での健康づくりをやっていこうということで、実は一度小樽公衆浴場商業協同組合の主催で医師をお招きしまして講演会をやったのですけれども、これにも50名ぐらいを予想していたのですけれども、100名近い方々が見えまして、ちょっとびっくりいたしました。それからまた、1月からは市内の銭湯ほとんど全部なのですけれども、例えば2時から有料で始まる所を1時にオープンして、そこで保健所の方から先生とか保健師に来ていただいて、そこで健康相談というか、健康講座をやって、それに集まった方はただでお風呂に入って帰っていただくという、そんなようなこともやっています。

それで、今、秋山委員が言われております、一つは全体的にという部分もあるかと思うのですけれども、逆に小さいところ、いろいろな形態でわりと気軽に参加をできるようにいろいろな取組を地域、年齢層、そういった部分を含めながらやっていくというのも、広く間口を広げていくということでは必要なことではないのかなというふうにも考えております。ですから、一方ではそういうことをしながら、また今、市が関係している健康づくりというものが具体的にどういったチャンネルが現実にあるのかということも一定程度集約をするとか、そういった作業も進めながら全体的に見ていきたいというふうにも考えております。

秋山委員

小樽市は一つのことをみんなでやるのは難しいのだということで、年齢に合わせた取組、これも必要かと思いました。お風呂は、これを一回聞いてみようと思っていたのですけれども、なかなか本当にやっているのかなという部分で、あまり目にも耳にも飛び込んでこないということで、もう少し広く、一部でなくて、全市の銭湯でやる構想があるのであれば、やはりもう少し取り組みやすい方法で行っていただければありがたいというふうに思います。

(総務)企画政策室長

銭湯の件は既にもう日程も決まっているものですから、その周知方法等も含めまして、うちが担当の部分があるわけですが、小樽公衆浴場商業協同組合とやっている事業なものですから、十分連携をとって、周知方法なんかも工夫をしていきたいと思っております。

秋山委員

乳幼児の健康診査について

続きまして、乳幼児の健康診査に関してお聞かせ願います。この前質問いたしまして、本当にその成長に合わせてこの健診が組み立てられているということがよくわかりました。それで、14、15、16年度、出生数と健診とちょっと合わないかと思えますけれども、まず出生数、それと10か月児と1歳6か月児、3歳児、それぞれ未受診者数をお願いします。

(保健所)健康増進課長

出生数につきましては、年で統計をとっておりますので、その数字で報告させていただきますが、平成14年の出生児数は945人でございます。平成15年が935人、平成16年が821人でございます。

また、1歳6か月児の健康診査の数でございますが、平成14年度は対象者数が937人、受診者が880人です。93.9パーセント。平成15年度は対象数が988人、受診者数が934人、94.5パーセント。平成16年度は対象数は899人で、受診者数が858人、受診率が95.4パーセントでございます。

また、3歳児の健康診査でございますが、こちらの方は平成14年度は対象数が983人、受診者が915人、受診率が93.1パーセント。15年度は対象数が968人、受診者数が878人、受診率が90.7パーセント。16年度は対象数が941人、受診者数が859人で、受診率が91.3パーセントでございます。

秋山委員

この前も答弁で、3歳児になるとがたんと下がるのだということをお聞きしまして、けれども3歳児で尿の検査をされると。先天性のじん臓障害等の早期発見のためということで、やはりこの尿検査のある3歳児健診というのは大事なことでないだろうかと思ひまして、この未受診者の保護者の勧奨に努めているけれども向上に至らないと

いう、保護者の来ない理由、これを押さえられていたらお願いします。

保健所長

私自身が小児科の出だったのですけれども、生まれて間もない新生児、1か月、4か月、母親方はすごく熱心です。それが、歩き出して3歳、4歳となると、その熱心さというのがやはりかなり薄くなる。そしてそういった中で、1歳児健診に限らず、ほとんど皆さん連れてくるのですけれども、3歳くらいになると低くなるのですね。それはどうしてかと言われると、今、何となく子供に対するそういう真剣味が薄れてくるのかなと。そのほかには、風邪などで既に病院にかかっていますから、改めて3歳児健診というのを、あえてそういうことを重要なものと考えていないという面もあるかと思うのです。でも、全国的に見て90パーセント台は、必ずしも悪いとは私は思いませんし、それを100パーセントまで持っていくのは難しいと思っています。

秋山委員

そうしたら、子育てにもなれて、いや、自分の子供に興味なくなったと言ったら、すごい親だと思うのですけれども、こういう観点から見たときに、この3歳児健診とは保健所長の目から見たら今後とも必要なのか、今後はどうなのでしょうか、将来的に。

保健所長

3歳児健診は、今言った面から考えて、非常に重要なのです。ちょうど子供が本当の乳児から精神的に発達している。そこでその子はどういう状況にあるかというのは、非常に家庭環境と関係があります。ですから、よく育っている子は3歳児健診いいのですけれども、3歳児健診でちょっと問題があるというのは、ある程度介入して、いろいろ母親方に手助けしてやる必要があるのではないかと。ところが、やはりそういう対象の母親方というのは、先ほども言ったように、なかなか来ないとか。それは保健師たちがいろいろ訪問したりして、一応指導してはいるのですけれども、その3歳児健診は乳児健診の中でもある意味では非常に重要な健診で、その後、学校に入るまではほとんど健診されませんから、非常に重要だと私は思っています。

秋山委員

保健所長みずから重要だとおっしゃってくださっているこの健診について、やはり市としてしっかりと取り組んで健診を受けられるように進めていただきたいと思います。

乳幼児健診時の聴力検査について

次に、難聴についてなのですが、乳幼児の健診時に、アンケートで音に反応する、しないをチェックして受けているから、耳は必要ないというふうに私はとったのですけれども、どうなのでしょう。それできちんと難聴の度合いというものははかれるのでしょうか。

保健所長

御指摘のとおり、一般的に健診でチェックしたりと、いろいろなことで我々は確認しますが、それで100パーセントかというとなかなか難しい。それで、特殊な検査で、本当に難聴がないのかどうか、それを新生児期に調べるとというのが非常にいいことは十分知っています。しかし、そこまでやる体制には今はないと。将来的には、また全国的に見た場合、各市町村が全部がやっているところもあります。将来的にはもうそういったものをやる方がいいのだらうと思っているのです。ただ、やはり頻度的に非常に低いから、これまであまり重要視されていなかったという面はあると思いますけれども、やはり今後は将来、実は学校に入るまで難聴なのがわからなかったとか、そういう子どもも中にはいます。ですから、そういう子どもを見逃さないためにも、そういった検査は必要なのは十分わかっていますけれども、なかなか全国的にそこまではまだいっていないと思います。将来的には、当然そういう時代が来ると私は思っていますけれども。

秋山委員

あのセミナーでは、立花隆さんは、小樽市もやっていると思ったのです。そういうような感じでおっしゃって

いましたけれども、この小樽市の病院でこの自動聴性脳幹反応法を有料でやられている病院というのは、どのくらいあるのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

聴力検査の関係でございますが、二つの医療機関でやっているというふうに聞いております。

秋山委員

これは今保健所長もおっしゃったように、かなりの高額で、実は扱うスタッフも専門性が問われるのかと思いついて、近い将来を期待して、これは子供のためにも一日も早くその日が来ることを祈らせていただきます。

介護保険法改正について

次に、介護保険法改正に関して伺います。19年度実施を決めた背景に、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会の議論を経てありますけれども、この策定委員会とはどういう位置づけになっているのか、また構成メンバーというのは何名で、どういう方々になっているのか、聞かせてください。

(福祉)介護保険課長

ただいまの小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会でございますけれども、第3期、平成18年度から20年度までの介護保険事業計画、それと高齢者福祉計画を策定するために、今年の2月に設置をされました委員会でございます。学識経験者のほか、福祉・介護の現場にいる先生方あるいは福祉の先生方、看護の先生方を含めた方々、そして実際の被保険者である65歳未満の方がいますけれども、そういう方に入らせていただきまして、19名の方々と議論をされているということでございます。

秋山委員

それで、この委員会は答弁を見る限り、1回だけだったのかなというふうに感じて聞いていたのですけれども、この19年度実施を決めるまで、何回ぐらい置かれていたのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

第3回定例会の厚生常任委員会で報告申し上げておりますけれども、本年の2月に第1回を開催いたしまして、7月に第2回、そして9月30日に第3回で、今の包括支援センター及び市に予防給付の1年間施行延期をして、19年4月の方向ということをお確認いただいたところでございます。

秋山委員

この策定委員会のメンバー自身、専門性の高い方が多かったということで、この地域包括支援センターとか新予防給付設置に関しては、厚生労働省からの書類をもって説明されたのか、また小樽市としてこういう形で臨みたいと、ひな形をもってその委員会を行われたのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

基本的には、厚生労働省の今回の制度改正の資料を用いまして、今回、予防重視型システム、これは今回の改正のうちの一つでございますけれども、その中で介護予防を推進しなければならない。介護予防を推進する方策として、二つがある。

一つは、地域支援事業といって、まだ自立をされている方、そして本当に元気な方々とそれから特定高齢者と言っておりますけれども、全体の高齢者の5パーセントぐらいの方、すぐ転びそうな人というか、そういう方々を対象にした介護予防事業、それを地域支援事業でまず実施すると。これについては施行延期が認められておりますので、小樽市も18年4月からすぐ実施をいたします。

もう一つは、今まで要支援あるいは要介護1と判定されてきた方々の中で、状態の維持・改善があると認められる方々については、新しい予防給付を受けていただきましょうと。その新しい予防給付のケアマネジメントを地域包括支援センターという新しく設置されるセンターでやりましょうと。今までのように、民間にかぎを渡していると、囲い込みとかそういうことが起きて、不正な介護給付がなされる。それを防ぐために、そこのかぎを返しても

らいましょうと、こういうことでございます。

そういう中で、今回の策定委員会の議論の中では、まず一つに小樽での地域ケアシステムというのですが、要するに地域包括支援センターをつくる地域資源がちゃんとあるのかどうか、これに関する御意見がございました。要するに、これまで包括支援センターと似た性格のものに、在宅介護支援センターというものがあるのですが、先ほど別の質問の中で高齢・福祉課長の方から6か所あるという報告をいたしましたけれども、これはいわゆる地域型の在宅介護支援センターでございまして、今の地域ケアシステムというのですが、そういうものを小樽市の場合、まだ形成できていないわけです。現計画、平成19年度までの高齢者保健福祉計画の中で、平成15年度からの5年間の中で、基幹型の在宅介護支援センターをつくって、地域ケアシステムをつくりましょうと、こういう計画になっているわけです。そういう中で、今の地域包括支援センターというのは、そういう基幹型の在宅介護支援センターの機能と、もう一つは今、新予防給付、それから地域支援事業の予防事業、そのケアマネジメントを行うセンター、そう位置づけられるわけですから、その準備にやはり小樽市の場合は時間がかかるだろうと。それは現在、在宅介護支援センターを運営されている法人の施設長も委員の中にはいますから、あるいはそういうことについて詳しいドクターもいるということで、今、国が予防給付を進めるというのはわかる、介護予防を進めるというのはわかるけれども、それに小樽市の状態というのは現在の地域資源はそれになっていないのだと。もう一つは、実際に介護予防の予防給付を提供する、給付サービスをする事業所ですけれども、これは形としては現在の通所介護、いわゆるデイサービスセンターあるいは訪問介護事業所、ヘルパーステーションですけれども、そこで介護予防訪問介護とか、介護予防通所介護という、舌をかみそうなのですけれども、そういう事業を提供するには新たに指定を受けなければならないのですね。その指定を受けるための要件とか運用基準とか報酬とかというのは、第1回目ですけれども、1月26日を過ぎなければ明らかにならない。したがって、小樽の小さな事業者はその準備ができないうらと、そういうお話をいただいている。その上で、これは施行延期規定は2年間ありますから、1年間準備に時間をかけて進めた方がいいだろうと、そういう御意見もいただいています。

秋山委員

どのような内容のお話が出て議論があったのかとお聞きしようと思ったら、今、全部説明していただきました。なぜこういう形に持っていかなければならないかという背景は、皆さんよく御存じだったと思うのです。そういう流れの中で、北海道のほとんどのところで、もう2年も待たないで即、国の方向性に、準備はできない、中身もできないというのは、全道全部一緒かと思えます。そういう中で実施を決めて、そしてさまざまな工夫をしながら取組を始めているという段階で、なぜ小樽市だけきちんと形を整えてからでないかとやれないのかというのが素人目で不思議だったのです。こういう点では、皆さんどのように感じられているのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

今、全部の市でというようなお話もございましたけれども、今32市ある中で、本則どおりにやろうとしているのは26市、それがもちろん減るかもしれない。それともう一つ、管内で申しますと、後志20市町村のうちで本則どおりにやるのが黒松内町だけございまして、それはなぜかという、要するに人材が確保できない、それと先ほど私が申し上げた地域ケアシステムができ上がっていない。はっきり申し上げますと、小樽のそういう地域ケアシステムというのが、ほかの10万都市よりも遅れている状況の中で前倒しをしてやるのが非常に危険であるというふうに考えてございます。

秋山委員

今、後志管内のお話が出ておりましたけれども、こういうことで、32市のあるうち26市からどんどん減るだろうというお答えでしたけれども、全部体制を整えなくても、1か所でも2か所でも集められなかったのかというその視点が不思議だったということはありません。その上に立って、介護サービス利用に関するアンケート実施を行った。このアンケートもめくってみましたら、本当に予防介護というのはこれから始まることで、今十二分になるか



わからないけれども、要支援又は要介護、従来でたっぷり限度を使って支援を受けている方々にとっては不安いっぱい、これはこういう新しいものに対しては答えが少なくなるのは当然だというふうに私は見たのですけれども、どんなものですか。

(福祉)介護保険課長

今、秋山委員がおっしゃいましたそのことが、1年延期の大きな理由の一つであります。皆さんが非常に不安なわけですね。どんな給付になるか、今、全事態がわからないのです。新しい介護予防給付、12月13日の介護給付分科会でおおむねの中身を示されたといっても、それは報酬が幾らになるかわからない。どうも定額みたいで、週何回来てもいいみたいだ。あるいはヘルパーの方は生活援助はほとんどなくなりそうだというような中で、中身はわかりませんが変わりますという話は、私からはできません。

秋山委員

よくわからなくても当たり前だというのですね。本当に不安、わからない人が答えるのですから。それで、答弁の最後に、1年以内で2年分経過措置がありますけれども、1年以内でできるだけ早い時期に設置するよう努力してまいりますという答弁をいただいております。先ほど、1月下旬にはその予防給付の募集や支給限度額が示されるというふうにおっしゃっていましたが、いつごろをめぐりにこの設置を考えていますか。

(福祉)介護保険課長

これまでの私どもの準備態勢の中では、1年施行延期ということを考えてまいり、いろいろな議論がある中で、それでは本当に19年4月までできないのかという、当然問いかけもあるわけですね。それを例えば今の地域包括支援センターというのに運営協議会が必要になりますから、これは6か月前に立ち上げなければなりません。それと もう一つは、今の介護予防給付を提供する事業所、こういうところには、私どもで小樽市が1年間延期をする予定であるということとそれぞれの関連団体を通じて話をしておりますので、その事業者にも、もし早めること、これは財源的なことも含めてした中で早めることが、その方がいいだろうという結論になったときに、その説明の期間も必要になりますから。今の6か月あるいはその給付事業者に対する説明の期間を含めて、いくら早くても19年1月ぐらい、3か月の前倒しが可能かどうか、そのぐらいだと思います。

秋山委員

ここで、ああだこうだと言ってしまうのがないのですけれども、だから法改正が決まった時期にどうして前向きに取り組めなかったのかな。それだけ立ち上げるのに期間が必要というのが事前にわかっていたにもかかわらずというところがクエスチョンマークだったのです。そういうことで、4月が1月になるというよりも、もう少し早く立ち上がるように検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

福祉部長

現在、まだ十分その内容等についてもわからない部分がございます、それらの1月に入ってからわかってくる部分、それから先ほど来課長が申し上げておりますとおり、事業者の関係、そういうものもあります。それらも含めて、私どもはいろいろ今、検討をその中でしていかなければならないと思っているわけですが、いずれにいたしましても、この1年以内のできるだけ早い時期、それは私どもも努力して考えてございます。ただ、今言いましたけれども、いろいろな諸条件がございます。そこらを踏まえて、最終的に判断したいと考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

新博物館構想について

私は、今日主に一般質問させていただきました新博物館構想、市教委を中心に質問したいと思います。

まず初めに、先日の一般質問の中で、教育長が答弁されている交通記念館に科学館と博物館の機能を移して、新博物館とするという構想です。それについて、これからどういう議論をどういう組織で進めていくのかということについて、一般質問の答えの中では、これまでワーキンググループ会議など全庁的に連携、調整をはかりながら進めて、さらに関連施設の運営に携わっている博物館協議会や青少年科学技術館運営委員会、社会教育委員会議というのですか、これも意見を参考にしながら計画案を策定してきたところだというふうにおっしゃっています。これについて若干説明を、この間どんな議論をされたのか、まず教えていただきたいと思いますが。

(教育)八木主幹

構想の件にかかわりまして、どのような組織でどのような議論が行われたということでございますけれども、初めに教育長の方から一般質問の中で答弁がありましたとおり、平成15年の経営改革検討会議におきまして、社会教育施設として交通記念館を再編していけないかというような御意見がございまして、そういった中で市としても話し合いをし、小樽交通記念館の経営状況を見まして、このまま放置できないということから、市と教育委員会の方で検討するというようなことでございます。

昨年度におきましては、教育部の方におきまして、社会教育施設、いろいろな課題を持った部分もございまして、博物館や科学館といった大きな課題を持っているものと、今経営状況の厳しい交通記念館を、これを統合していくということの中で、統合し社会教育施設ということの中でいろいろ検討を進めてまいりました。そして、これを素案としてまとめましたので、今年、教育委員会の方に諮りながら、先ほども出ておりました博物館の協議会や科学館の運営委員会などの関係団体等に諮りながら、また御意見を伺いながら、順次横断的な組織を持つということ、関係部長会議あるいはそれに基づく関係課長から成るワーキンググループの中で、科学館や博物館をどのようにして交通記念館の中に取り込んでいくのか、あるいはこの中でどのような活用をしていけばいいのかといったようなことで、皆さんの御意見を参考にしながら検討を進めてきたところでございます。

山口委員

今、博物館の運営委員会と青少年科学技術館の運営会議とか、そこでもお話をされたということで聞いておりますけれども、これはいつ何度やられましたか。

(教育)八木主幹

第1回目は7月8日から19日にかけての間でございまして、博物館の協議会については7月15日、科学技術館につきましては7月8日でございます。その後9月29日に科学館と博物館の合同の委員会、そして11月29日に博物館と科学館の第2回目の合同の委員会を開催してございます。

山口委員

そのほかで委員の方々の意見等、どのような意見が出たのか、知らせてください。

(教育)八木主幹

会議の中での御意見でございますけれども、3館の統合につきましては、統合をして社会教育施設にしていくということにつきましては、大方の方が総論で賛成ということでございました。ただ、博物館として、来館者の方々に十分説明をしていったり、あるいは調査・研究を行うためには、学芸員の充実が非常に重要であるということや、また科学館の持ってくる施設について十分配慮してほしい、また、小中学生の学習の場としては非常に歓迎するというようなこと、また、施設の連携をとりながら中・長期的なビジョンを持っていくべきであるといったような御意見がございました。

山口委員

私もその資料を持って読ませていただきましたけれども、まずこの運営委員会の方々に対して、これ大筋合意というか、科学館と博物館の合同することに関して、それは不満だけれども、それについては総論は賛成をせざるを得ないというふうにおっしゃってございまして、私もヒアリングしましたけれども、これに対してどういうふうの説明

をされたのか。これはどういう意味かといいますと、なぜ一緒にならなくてはいけないのかということを含めて説明をされたと思うのですよ。これはどのように説明をされましたか。どういう観点からでもいいですよ。

教育部品田次長

どういう観点から説明をされたかということでございますけれども、一応交通記念館の事情と、それから先ほども説明してございますけれども、科学館の老朽化、それから博物館の狭あいさ、これら含めた中での統合、それを含めて社会教育施設の今後のあり方も含めて説明をさせていただいたところでございます。

山口委員

私は想像するに、先ほども主幹が当初説明されたように、これは交通記念館の経営状況、それから科学館の運営状況、博物館も含めてだと思えますけれども、それを重点的にこれは大変危機的な状況にあるのだということを中心に説明をされたのではないですか。

(教育)八木主幹

説明した内容でございますけれども、そういった現状もございまして、これから統合していく中で、どのような方針でやっていって、どのような効果があるのかといったようなことも含めて、皆さんに説明いたしました。

山口委員

統合の必要性というのはなぜあるのか、ここで話してください。

(教育)八木主幹

必要性につきましては、現状と申しますか、委員がおっしゃいましたように、交通記念館の経営の非常に困難な状況があるということ、これがこのまま市としては放置できる状況にはないということが当然でございます。そして、科学館につきましても、大変老朽化が進んでおりまして、子供たちも大変不便していると、そういう状況がございますから、そういった中で当然必要であると。また博物館につきましては、旧日本郵船から今の小樽倉庫に引き継いだときに、非常に手狭になってきたという状況から、収蔵あるいは展示スペースに非常に苦労しているということもございまして、そういった中で交通記念館に統合するということがベターなのではないかということで、その必要性を考えてございます。

山口委員

論点を変えますが、これは私は一般質問でも数字を挙げて申し上げましたけれども、小樽市の観光客は交通記念館の開館時には600万人いたわけですよ。その中で、20万5,000人ということですよ。今日に至っては754万人が来ている中で、5万9,000人ですよ。本年度は統計がまだ、もう閉館したからわかると思えますけれども、5万人を切ると言われていますね。こういう不振の原因については検討されましたか。それと、不振の原因について、あなた方はどういう論議をされましたか。

教育部品田次長

会社側の経営の関係でございますけれども、会社側としましては、経営努力に向けましていろいろな改善等を行われてこられたのかと思っております。私どもがその運営関係について意見等を申し上げたという経過はございません。

山口委員

私は、基本的に物事の進め方として、赤字になった原因というのをまず分析・調査をすべきだと思うのです。その中で、何が原因であったかということを経営者側と議論した上で、次にどうするかということをするのだと思います。そういう説明を運営委員会にもされましたか。そういう中で、博物館なり科学館の人にそういう報告をして、やるというのが筋ではないですか。それと、交通記念館の取締役会を招集していますね。その中でどういう報告をし、また株主の方々はどういう意見をおっしゃいましたか。

(教育)八木主幹

運営委員会等の中で、会社の経営の検討とか方針とかということについて、説明はいたしておりません。そして、取締役会につきましては、先ほども答弁の中でも申し上げました経営検討会議の中で、社会教育施設としてできないかという意見もあったことから、市として昨年検討してきたと、そういった経過を説明する中で、会社としては今後その方向でいくということに、取締役会の中ですが、一応了解されたということでございます。

山口委員

確認しますが、交通記念館の不振の原因については、調査・分析等を行っていないのですか。

教育部品田次長

経営分析の絡みだと思えますけれども、私どもは毎年第 1 回定例会に向けた中で、経営状況というのは行ってございます。ただ、詳細な分析等というのは、私どもとしてはいたしてございません。

山口委員

これは重要なことですが、それをやらないで先に進めないと私は思います。議会に対しても、これを提案しているわけですから、そういうものを出す用意はないのですか。

教育部長

交通記念館の経営ということの観点に立ちますと、私どもは社長とも、これまでもここ数年来の経営もなかなか立ち行かない状況になってきているということの中身についても私自身は話はしております。そもそもオープン時 20 万人から、現在 5 万人を切る状況になっている。やはり当然なぜか、こういう話をしているわけです。あそこは、そもそも鉄道マニアの方を中心に相当数の方がおいでになって、そういう状況にあったわけですが、それと同時に小中学生も研修旅行に団体という形で多く使われている。でも、昨今、学校の研修旅行のあり方も非常に変わってきている状況にあります。そういったことから一定程度の経営分析ということは考えてきているわけです。それと同時に、経営上の対策と同時に経費節減、相当切り詰めてやってきているわけですが、そもそも論としてあの場所の PR の方法ということも、それから観光のエージェントの関係とかも、いろいろそういうつながりのことも、各方面の方も、私が観光課時代からもそういう話をしてきた経緯がございます。ただ残念ながら、現実の問題といたしまして、いろいろ手を尽くしてイベントを尽くしてきました。けれども、なかなかああいうテーマパーク的なものの要素が全国的にもだんだん落ちていく情勢に今あると。常にリニューアルしていかなければならないということです。そうしたことがなかなか手が付けられなかったということも一因にあるのではないかと、そんなような話もしてきた経緯がございます。

山口委員

今、教育部長の考え方はそうだということですね。ただ、これは個人個人はしっかりしたいろいろな分析をしていると思うのです。これ、今のお話は教育委員会としてそういうふうな分析をされているということですか。それを教育委員会内部でも、例えば当然第三セクター、交通記念館というのはあるわけですから、これは平成何年からでしたか、ずっと 10 何年からやっているわけですから、そういう中でこれはどんどん減っていつているわけです。経費を節減して、赤字予算を縮小していますけれども、入館者はどんどん減っているわけ。はなから私は魅力がない施設になっているから、人が入らないのだと思っていますけれども、さらに落としているわけです。だから、そういうトータルな分析を今までやってきたのですか。これは所管は教育委員会ですね。第三セクターにも基本的には人も送り込んでいるわけですね。そういう中での議論というのは、これまでの議論経緯みたいなものも含めて、やはりしっかり分析をされて、それは議論すべきところ、今あなた方は案を出しているわけですから、それをまた周囲にもこれから意見を求めるとおっしゃっていますし、運営委員会などもあるわけですから、そういうところも含めて出して議論をするのが当たり前ではないですか。そして、素案をつくるのが当たり前だと、私は順序として思うのですけれども、どうもそういう順序を踏んでいないという印象を私は持っていますが、その進め方について

まず一つどうですか。

( 教育 ) 八木主幹

教育委員会として経営分析等につきましては、ノウハウ等を持っていませんので、そういう数字的な分析はしていませんけれども、これまで平成12年ごろにもそういった会社の方での経営改善会議というものを設けまして、そういう検討をしております。先ほど申し上げました検討会議の中にも、市の担当職員が入りながら、いろいろな改善策についてさまざまな観点から検討は続けてきているところございまして、そういった中で市としても検討はしてきているということで考えております。

山口委員

さまざまな検討もされて、どんどん減っているわけです。そもそもあの施設は、社会教育施設なのですか、観光施設として位置づけられているのですか、教育委員会の方はどちらで位置づけしていますか。

教育部品田次長

位置づけとしましては、社会教育施設というとらえてございます。

山口委員

それなら聞きますが、文化庁はあの施設に関して重要文化財の指定をしておりますね。手宮鉄道施設です。なぜ文化庁が重要文化財として指定したのか、その理由をどう理解しているのか、お話をください。

( 教育 ) 博物館長

ただいまの御質問でございますが、文化庁が国の重要文化財に旧手宮機関庫を指定しましたが、

( 「鉄道施設として指定しているのでしょうか、あれ。機関庫だけではないですよ」と呼ぶ者あり )

施設としてです。はい。

それは、以前に旧国鉄時代に、国鉄が独自に文化財としての認定がございまして、そのときに記念物あるいはいわゆる当時の言葉で言うと重要文化財に匹敵するもの、それらを準鉄道記念物という、そういう指定の経緯がございました。それは、あくまでも文化庁と言いましても、今で言う文部科学省の考え方と旧国鉄の考え方の二本立ってになっておりまして、旧国鉄はこの当時全国一本でございまして、それで全国各地の鉄道施設を旧国鉄の中で総裁が指定していく、そういうプロセスの中で独自の文化財という位置づけを国鉄内で持っていたものでございます。

今回、国の重要文化財に指定された経緯でございますが、それはもうどこにも国鉄はございませんので、それぞれ民営化されている鉄道会社が所有しているものの中から、旧国鉄が指定した鉄道記念物を徐々に文部科学省自体が指定をしていこうという方向に変わってきておりますので、私はその一連というふうに理解しております。

山口委員

ちょっとわかりにくい話だったのですが、国が重要文化財で指定している。教育委員会として、あの施設を文化財として、重要な施設として認識しているのかどうか、その認識についてはいかがですか。

( 教育 ) 八木主幹

御存じのとおり、手宮は本道の鉄道発祥の地、ゼロポイントでございまして、そういった中で本道の中でも非常に価値ある、本道でもということだけではなく、全国でも3番目の鉄道の施設でございます。そして、施設建物であります機関車庫3号につきましては、現存しております機関車庫といたしまして最古のものということで、その価値を感じてございます。

山口委員

そういう施設だからこそ、市民が関心を持ち、あの施設に関して、これは交通記念館になる前から関心を持ったわけですね。いろいろな市民団体ができたと。義経号、しづか号の対面式もやった。これは市民団体が主導してやったわけです。その後も手宮線に関しては、これはJRになるときに、鉄路については普通なら清算事業団に行くべきです。JRとして、いまだに所有していただいている事情があります。それだけ小樽市民にとって、この小樽

のまちにとって、重要な資産であるという認識を皆さん持っているから、JRもそういうふうに理解していただいたと思うし、また市民団体の方々もいろいろな活動をされてきたのではないかと思います。その認識はいいですか。

(教育)八木主幹

委員がおっしゃるとおり認識でございます。

山口委員

私もかつて手宮線活用会議というのがございまして、その委員として、議員になる前には活動をして、業務をしました。そして、鉄道の活用に関して、これは市が発注をして、東京のコンサルタントに振って、その可能性についても議論をして、それに参加した経緯がございます。6 団体があったのですけれども、それが一つになって小樽まちづくり協議会というのができて、そこでシンポジウムもやりました。それほど市民は関心を持って、手宮線については、これは鉄道施設も含めてですけれども興味を持ってきたところですよ。

なぜ市民がそれほどまでに興味を持ったかということ、これは小樽のまちづくりが運河保存運動以来、かつての先人たちが築いた歴史資源、それを経済価値として認め、それを糧に観光という新しい産業を興し、今や主要産業になっているわけです。そうした中で、これは運河は大正年間ですけれども、旧国鉄手宮線、手宮鉄道施設というのは、今主幹がおっしゃったようにゼロポイントです。全国で3番目に、アメリカの技術としては最初に入れられた鉄道として、いまだに鉄道が残っている施設です。そういう重要な施設は、明らかに観光資源としてまだ今、未活用だということに対して、市民は大変な興味を持って見ているわけです。私は議会でもる述べてさせていただいておりますけれども、今、小樽市の観光が点の観光のまま曲がり角に来ているのではないかと議論を申し上げております。市民もそう思っております。さらに今、条例がやっと面を広げて、特別景観形成地区を広げて、手宮線まで延長しようということと説明会も終わって、ようやくそうなるようすけれども、ようやくある意味ではそうした市民が、雪あかりの路でもそうですけれども、手宮線を主会場にして、あれだけ市民と行政が対立した運河保存運動を乗り越えて、市民が雪あかりの路、行政と一体になって連日10日間頑張っているわけです。検討委員会の議論を聞いていただければわかりますけれども、運河会場よりは手宮線会場に人を入れようと。現に増えているわけです。いらっしゃったお客さんは、はるかに手宮線会場がよかったと、本当に小樽のこのまちの真ん中にこんな空き地が、我々は路地裏の銀河鉄道と言っていますけれども、そんなのが残っていたのかとおっしゃっているわけです。

そういう重要な小樽の都市展望にかかわるようなこの手宮線、交通記念館というものを、私は一部局、市教委が中心になって、そして運営委員会の皆さんのお話もお聞きになったと思いますけれども、この間、道新に書かれたように、本議会で、たぶん総務常任委員会でないですか、全ぼうを報告して、来年の第1回定例会ですね、予算議会では予算をつけていただきたいと、主幹の話も載っていましたが、そんな段取りでやっていいのかということで、私は大変失望したのです。これは、私が失望しただけではなくて、市民の多くの方々も失望しています。本当にこんなやり方をしているのですか。

もう一つは、科学館があそこに移る理由というのは、財政的な理由だけではないのでしょうか。あそこに科学館を移して何をしようとしているのですか。これは教育長の答弁です。基本計画案を策定してきたと。「新たな施設では、北海道鉄道発祥の地にふさわしい建物として、展示する資料に歴史的な要素と科学的な要素を持たせ、入館者に体験してもらう博物館を目指し、観光的活用や周辺施設との連携を図りながら、北運河周辺地区の活性化も視野に入れた展開を図っていきたい」とこう言っているのです。科学的な要素を持たせ、これは言葉では何とでも言えます。これはどうやってやるのですか。

(教育)青少年科学技術館長

科学的な要素をどのように育てるかというのは、正直言いまして、今まだ細部にわたっては詰めているところな

のですが、実はイメージとしては、今考えていますのは、科学館そのものを移設するというイメージではなくて、科学館スタッフの能力と博物館スタッフの能力をそれを集合体として、そこで新たな地方都市、委員がおっしゃるようにゼロポイントというのは、すこぶる広義なステータスポイントでございますので、それらを活用しながら新たな博物館提携を図りたい、そういう意味で科学館的な要素といたしましては、具体的に例えばさまざまな実験・実習はやるにしても、今度はあのフィールドを使って活用できるだろうというふうに考えているわけです。具体的なことを申しますと、原理・原則の科学理論の実習を、実際に蒸気機関車をモデルにして展開するとか、あるいは科学展示そのものを、あるいは科学実習そのものを蒸気と科学、つまりエネルギーの水と空気という、それを切り口とした広範な科学展開ができるのではないかと今模索しております。したがって、現在の科学館ではできなかったような実験・実習、そういったものをそのフィールドを使いながら有効に活用できる方法を、現在、鋭意検討しているところでございます。

山口委員

話を聞いていると、思わず納得しそうな話ですけども、具体的なイメージがわからないのです。それはわかります。鉄道、蒸気機関ですね。それに関する実験とかをやるのだけであれば、これは非常に私にはいいと思いますよ。そういうことをやってこなかったから、人が入っていないのですから、それはいいのです。ただし、科学館に行ったらわかりますけれども、ほかのいっぱい、実験のゲームセンターになってしまっていますけれども、そういうものもやっているわけですよ。本来そういうものですよ。幅広く、要するに科学を学んでいただく場所ですから、当然鉄道に関するものとか、蒸気とか、機関に関するものだけではありません。ITだって入っていますし。そういうことです。それから、プラネタリウムだってあるわけです。だから、あの鉄道施設とどういふふうに関連づけてやったとしても、ほかのものが入ってくるわけです。私は分析として、話をしたと思いますけれども、交通記念館になった時点から、一般質問で言いましたけれども、手宮鉄道施設というのは、基本的に先ほど主幹が述べられたように、日本を代表する鉄道施設です。その中にわけのわからないと言ったら怒られますけれども、個々は価値があるかわかりませんが、あの施設のゆえんとは何にも関係のないものを入れ込んで、複合施設としてその施設の価値をおとしめたという認識する人が大勢いまして、なおかつそういうふう中途半端な施設になったがために、入館料が高いせいもありますけれども、私は入ってこなかったのではないかと分析しております。そして今、何のゆかりもない科学館をそこに入れ込んで、人を入れて、教育長が述べているように、周辺施設の連携を図って、観光の中心施設にするなんていうことがどうやったら出てくるのかということをお私に理解に苦しんでおります。

もう一つ一番重要なこと、そういう社会教育施設としてもしやっとならしても、施設の管理人は今でも少ないのです。私は例を挙げましたけれども、大和ミュージアムには28名の職員がいるのです。学芸員は7名もいるのです。小樽市でそんなものをかけられるわけではないではないですか。そうでしょう。そういうときに、ボランティアの方々、そういう方々の協力を得ずしてできるわけがないではないですか。私のところに、交通記念館でお掃除隊ということで、あの施設の外に展示されています客車、ぼろぼろになっていますね。ペンキもはげています。それをボランティアの方が塗っている。わざわざ札幌市から汽車賃をかけて来て、車に乗っていらっしゃる方もいるでしょうけれども、ボランティアでやっていますよ。そういう方々が真っ先に、科学館と博物館が一緒になって新博物館構想になる。来年は閉館します。再来年からそれでリニューアルでオープンすると、そういうことが決められましたと。山口さん、知っていますかとおっしゃったのです。そういうふうにご心配している。内部の方も、私はいろいろな話を直接・間接に聞いていますけれども、モチベーションが下がっています。そんな中で、どうやって魅力ある施設にするのですか。ファンやそれを応援するそういう人方のモチベーションを下げ、何をされようとしているのか。市民が支えて、市民がつくり上げたこの小樽のまちではないですか。今もボランティアが支えています。それに水を差すような行為をあなた方は今しているのではないですか。

庁内でのまちづくり推進室とは、私は一昨年の秋から話をしています。国土交通省にもあの地域、これは官を入

れた再生についてはプランづくりをやろうと。助成申請もしました。しかし、調査だけでは予算がおりないということで、ようやく直轄で市民も交えて、あの地域の再生の構想をつくらうという答弁を前回の代表質問で市長にしてくださいました。ようやくそこまで私たちはこぎつけたと思っているのです。今から議論をしようというときに、あの新聞記事は一体何ですか。あの内容について、何か変更することありませんか。あのままやろうとするのですか。そこも今日はお聞きしたい。

(教育)八木主幹

あの新聞記事の最後の部分についてでございますけれども、報道になった当時から、今、基本計画案ということでいろいろ検討して模索している最中でございましたけれども、何とか努力いたしまして、今回、総務常任委員会には何とか報告していきたいという意識を持ってございまして、そういう中でまず12月末には何らかの形の答弁をしたいというような答えをしております。また、そういった形で基本計画案がまとまっていきましたら、その先に向けまして、基本設計などのプランづくりに向けて、かかる予算等を上げていきたいという気持ちはございましたので、当然それに向けて努力していきたいというような形をやってございます。

山口委員

私の一般質問に対して教育長が答弁されていましたが、科学館と博物館を交通記念館に一体化することについて、これから市民の意見を聞くということをおっしゃっていましたが、それについて、どういう形で聞くのかということを探りました。それに対して、教育長は、「科学館と博物館を一体化して、それをどのように運営したらいいのかということについて市民から意見を伺う」というふうにおっしゃいましたね。これは間違いではないですか。

教育長

新しい博物館につきましては、社会教育施設として、その中核となるようなものを考えておりまして、その器の中をどういうふうにするかということで広く意見を聞いて進めていきたいという答弁をしたと思います。

山口委員

それは、意見を聞くことに私はならないと思います。私は、これをぜひそれは考慮していただきたい。先ほどから話していますが、市民がこれだけ関心を持っている。なおかつ今、交通記念館、手宮線、北運河、この一帯をどう再生するのかということの中に、重要な施設を一方でもう決まりました、その方向でやらせてくださいと。あの施設が一体何であつたらいいのかということも分析もせずに、その分析の中で何をすべきかということから議論をしようとするときに、どうして教育委員会はそういうかたくなな態度のままでいいのか、私は大変疑問です。

このことについては、明日の予算特別委員会でも出席させていただいて、質問させていただきますので、しっかりその辺を含めて再検討をされるなり、お願いしたいと、こういうふうに思います。これで私の質問を終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

財政再建推進プランについて

財政再建推進プランに絡んで何点が聞きます。

なかなか全容が見えてこない部分があるのですが、この財政再建推進プランの収支試算の主な前提条件として、市税については「現行税制が継続されるものとして試算しました」とあります。それはその間、税制改正がされていますから、さまざまな控除の見直しとか、定率減税の縮減などで、一定個人住民税にかかわってその収入が変わってきているはずなのですが、18年度というのはそれを見込んでいるのでしょうか。



( 財政 ) 笠原主幹

さきの推進プランの関係、最後に見込みの関係ですけれども、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、この3月につくったプランの中には、その時点の税制、そういうものを前提に歳入を計上しております。以後、今度18年度税制改正等がありますけれども、その部分につきましては、今後つくっていく計画の中で歳入の見通しを立てていく、そういうふうを考えています。

菊地委員

それで、第3回定例会の中でも市民税課に尋ねたのですけれども、今言われた税制改正の内容とそれから影響を受ける人数及び影響額について、もう一度お願いします。

( 財政 ) 市民税課長

16年度、17年度の税制改正によって、18年度に実施される個人住民税のことについて申し上げたいと思いますけれども、一つは65歳以上の者のうちの前年の合計所得が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止、それから65歳以上の公的年金収入額の所得換算の変更、それから老年者控除の廃止によるもの、それから定率減税の縮減等がございます。

影響額については、まず65歳以上の者で合計所得金額が125万円以下の者で公的年金収入額の所得換算変更、老年者控除廃止の者を一遍に計算してございますので、それによりますと、現在、所得割が課せられている5,900人がいますけれども、その方の市税の影響は約1億円ぐらいになるだろうというふうに推計してございます。それからあと、125万円以下の者で均等割及び又は所得割のかかる人数が大体6,000人ほどというふうに考えてございます。それで、均等割については、この部分では段階的に経過措置がございまして、3か年でやるということで、6,000人の1,000円ということで600万円ぐらいというふうに考えてございます。ただ、非課税の方が今度均一に所得割もかかるという場合には、我々の方では社会保険料や生命保険料の所得金額からの控除額について状況を押さえてございませんで、その部分についてはちょっとわかりかねます。

それからもう一つ、定率減税がございましてけれども、これは平成16年度の定率減税が約4億3,000万円ほどありますので、若干所得が17年は落ちてきていますので、来年の影響は半減になるということですので、約2億円ぐらいかというふうに思っております。

菊地委員

今、税制の改正で、直接税にかかわる部分でお聞きしたのですが、この所得や税額に応じて小樽市が行っているさまざまな福祉的な事業とかそういうことで、影響範囲の定められているものというのはたくさんあると思うのですが、それがどういうふうに影響してくるのかということについて、わかる範囲でよろしいのですけれども、主に福祉関係が多いのではないかと思うのですが、介護保険課長、保険年金課長、子育て支援課長、答弁をお願いいたします。

( 福祉 ) 介護保険課長

税制改正の影響でございましてけれども、たくさん項目がありますけれども、一番大きく変わるののは保険料の段階でございまして。介護保険料は本人が課税か、非課税か、そして世帯が課税か、非課税か、このことによって、現在は保険料は5段階で決めております。これが、18年度からの介護保険料につきましては、6段階ないし7段階で、その本人非課税で世帯が課税までの方が今まで3段階なのですけれども、この方々が4段階になります。現在、世帯課税で本人非課税よりも下の保険料を払っている3万1,000人ほどいるのですけれども、これが税制改正があって18年度になりますと、2万5,000人ぐらいに減ります。6,000人くらいいわゆる課税の方が増えるわけです。そのことによって、今保険料の計算をしております、現在月額基準額で4,000円台半ば、4,400円台のものが、そんなに基準額は上がらないと思うのですけれども、今のように6,000人ほどが課税のランクに行ってしまう、そのことによって今例えば2段階の方が、新しい保険料では5段階になってしまう可能性がある。今まで非課税だったのが、

世帯も本人も課税になってしまう方々、その方々は新しい5段階に、そういう可能性があります。そういうことに対して、1年間で一足飛びに保険料が上がりますと大変ですから、これの激変緩和措置を国の方で指示されておりました、その激変緩和をやりますと、全部で十二、三段階になります。その細かい中身というのは今積算中でございまして、簡単に言いますと、毎年保険料が上がることになります。要するに、2段階から5段階に飛ばすわけにはいきませんから、間の料率を使って3年間で平準化される。したがって、毎年6月には私どもに苦情の電話が殺到するということになるのですけれども、そういう形の保険料の改定を行うことにしております。細かい中身につきましては、今、国からの指示が12月末あるいは1月初めに参りまして、全体の報酬との関連、保険料のその今の激変緩和措置、そのあたりの指示が来てから報告をもう一回やります。

(市民) 保険年金課長

税制改正に伴います国民健康保険の影響についてお答えします。公的年金と控除の引下げ、これに伴いまして高齢者の所得ベース、これが拡大になります。それに伴いまして、国民健康保険については所得に対して12.6パーセントというような形の所得割額を掛けておりますので、そこら辺の部分ではその所得ベースが拡大することに伴いまして、増額になると。あわせまして軽変措置、それぞれ所得金額限度額以下の方につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減というような形がございまして、そこら辺の部分もその金額によっては影響が出てくるのかと。ただ、この軽減につきましても、国の方で現時点でやはり激変緩和措置を考えておりますので、内容がまだ来ておりませんので、そこら辺の部分の詳細が来てから金額なりの算定、コンピュータを走らせなければならない部分がありますので、そのような状況になるのかと。

あともう一点は、この税制に伴いまして、現役並みの所得というのですか、現在620万円なのですが、こういうふうな方につきましては、高額療養費、ここの金額が負担額が高くなる。このような状況も出てくるのかと。ただ、これにつきましても、今の国の国保制度の改正の部分、これにあわせましてやはり激変緩和措置を入れるというような形の考えもございまして、これも国の方のその辺の情報を得てから、所管の部分の試算が出てくるのかと、そのような形で考えてございます。

(福祉) 子育て支援課長

税制改正の関係で影響を及ぼすものと思われるものについてでありますけれども、所得額に影響がある場合、これについて変動する可能性があります。所得控除の部分では、配偶者特別控除が適用されているわけですけれども、この関係で所得が本来収入が増えたわけではないのですけれども、その控除がなくなったことによって上回ったかのような形になって、見てしまうというようなことになるかと思っておりますけれども、児童手当については、受給者本人の所得で見えておりますし、児童扶養手当、特別児童扶養手当につきましては、受給者本人並びに扶養義務者の部分についても見てございます。それから、保育料については、保育料も算定に当たりましては、市民税の均等割、所得割を基準としている部分と、それから所得割の課税があるかないか、この部分で見えておりますけれども、市民税額の金額の増減については、保育料の算定には影響を及ぼしておりませんけれども、所得割の部分で見ている階層においてはランクが上がるというような、保育料の階層が上がるというような可能性も出てきます。

(福祉) 地域福祉課長

私どもの所管であります障害者の給付関係ですけれども、その課税額で個人の負担額が決まっているものが相当数ございます。例えば、補装具とか、日常生活用具、それから自助具の購入や修理、それから更生医療、あと額的に大きいのは支援費が大きいのですけれども。ただ、基本的に非課税所得の方が多いので、直接的な影響は考えるよりは少ないのかなというふうに思っております。該当者とか影響額については、今のところ積算が困難ということでございます。あと、実質的に高齢の方の影響が大きいということで、ふれあい見舞金とか水道料の減免、そちらの方の影響が想定されているところで。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

私どもの関係で申し上げますと、先ほど国民健康保険でも話がございましたけれども、老人保健につきましては、一応低所得者で市民税非課税の方が高齢者の控除の関係によりまして課税世帯に行かれる方もいると思いますので、それに伴って自己負担限度額が上がるという部分がございます。それからあと、1割負担から2割負担に上がる方も出てくると思います。これにつきましては、国の方では緩和措置ということも一応考えているようでございますけれども、これについてもまだ詳細については出ていませんので、また来次第、報告させていただきたいと思っております。

それからあと、道との施策の関係で、老人医療につきましては、これも所得の関係で、例えば所得制限を超えるという人がございましたら、当然非該当になるという可能性もございます。それから、重度心身障害者、ひとり親家庭とそれから乳幼児医療、これにつきましても、今、市民税非課税世帯ですか、それが初診時一部負担金のみということですが、これが例えば場合によっては課税世帯に上がることによって1割負担になるという可能性が出てきます。あとそれから、在宅福祉サービスの関係で、市民税所得割非課税とかそういった部分の制限を設けているサービスにつきましては、課税によって対象から外れるという可能性も出てきます。

菊地委員

ざっとお伺いしただけですが、すごい影響があるということはわかったのですが、実は帯広市で既にこのことで新聞報道もされているのですけれども、市の35の事業で4億4,000万円という具体的な数字、金額も出ているのですが、サービスの中身というのは似たような都市、10万都市でしたら大体似ているので、小樽市でもこれぐらいの市民に対する影響は及ぶのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(財政) 財政課長

帯広市の例を取り上げましたが、小樽市も今るる担当から説明がありましたが、今私どもが押さえている中では、大体35前後の事業に影響があるのかなと。それで、一番大きな国民健康保険とか介護保険料の影響額がわからないものですから、そういう意味ではそれがたぶん帯広市なんかと同じでしょうから、億単位の影響ということにはなるのかとは思っております。

菊地委員

それは、大体いつぐらいになったら全体の予想というのはわかりますか。

(財政) 財政課長

先ほど保険年金課長、介護保険課長も述べておりましたが、国からのいろいろな情報を得て、新年度予算のときに予算を組むわけですから、その中でこれぐらいを見て予算は組んだとか、そういう形もあるのかと思います。実際には、予算を組むときの情報量、それによって精度には一定の限界があるとは思っております。

菊地委員

こういうことを考えたときに、実は皆さんいろいろ財政が大変なので、市職員の給与削減とか、それから市民負担はこれ以上かけられないと市長はおっしゃっていますけれども、実際には税制が改正されただけで、市の財政再建推進プランとはかかわりなく、市民負担というのはいや応なくかかってくるわけなのです。地方自治体に入ってくるお金とか、それから出ていくお金というところだけで考えていても、一体この財政再建推進プランのこの先行きはどうなっていくのだろうかという思いも私は一方ですしているわけなのですけれども、その一方で大変ショッキングなニュースといいますが、事実もありまして、例えば高額所得者の減税というニュースがあります。高額所得者の税率がどんどん下げられて、今、50パーセントにまでに下がっていて、例えばトヨタ自動車の会長は、この間、有価証券報告書によると、昨年度の配当が1株当たり65円で8億円の配当で、その8億円の配当で3億円以上の減税になると。この会長1人で3億円の減税。

今、市民全体にかぶせられる金額が4億円になろうかというときに、こういう話を聞くと、どうもこの国の税制

のあり方というものは非常に不平等だと改めて思うわけなのですが、私は確かに市民一丸となって財政をどうしようかということを考えているときに、実は市長がこの場にいらぜひ訴えたかったのですが、財政部長はぜひ報告しておいていただきたいのですが、国に対して地方自治体は、国がこういう税制改正をして市民の生活が大変だといふときに地方自治体として、ではそこに緩和措置をしながら救ってあげましょうという役割をしなければいけない、役割があるはずなのに、今それもできなくなりつつあるという、そういう地方自治体と、それから市民を苦しめるような税制の改正はやめて、あるところからきちんとして、国の財政をそこに充てるということも含めて要請していただきたいと、そのところを強く要請していただきたいと思うのですが、そのことについて部長の見解を示してください。

財政部長

日本国全体がもう戦後60年進んで、いろいろな意味での制度がどういうふうな形態を整えるか、非常に例えばこの時点で改めて考え直さなければならない時期だと思うのです。それで、これからの人口減少社会で、なおかつ高齢者がかなりの割合で増えていくときに、社会保障制度をどうやって日本国として維持していけばいいのかと、ここがやはりこれからの日本を左右する非常に大きなポイントになると思うのです。そういう意味で、基本的に戦後やってきたこの税制を、これからどういう形であるべきかというのは、今、今後日本の中できちんと議論されて、制度としてつくっていくというようなことになると思うのです。そういう意味で、今、国も長期債の残高が17年度末で500兆円、600兆円でしょうか。地方が205兆円です。こういう中で、これからの日本、先ほど申し上げましたような時代を迎える日本をどうやって維持して次へ向けていくか、そういう非常に大事な時期にあるのだと思います。確かに今、私もはその推進プランを一地方都市小樽として必死になって今つくり上げようとしておりますけれども、お話のように、国の政策によって非常に左右されるという、そういう状況も確かにございます。そういうマクロあるいはミクロの流れの中で、今、小樽市をはじめとした全国の市の市長たちも一丸となって、国に対してさまざまな制度の改正とかを要請しておりますから、今後も地方にとって地域住民が安定的に暮らしていける世の中を迎えられるような形のもの、そういった制度を求めていかなければならないだろうと思いますし、市長もそのようにお考えだと思っております。

北野委員

財政再建推進プランについて

関連して伺いますけれども、結局、菊地委員が指摘したように、我々議員に対して、11月29日、財政再建推進プランの実施計画の策定について資料を渡されて説明を受けたのです。このA3判の検討状況の資料で伺いますが、結局、平成19年度から地方が必要とする一般財源を、今のままでいけば政府は3兆円ほど削減すると。小樽への影響額は、交付税を中心に15億円と。結局こういうふうなことを当然のこととして押しつけて、しかし、それでは地方自治体もやっていかれないだろうということで、今、菊地委員が指摘したさまざまな税制の改悪をやって負担を押しつけると、こういうことになるわけですよ。だから、市税の課税客体が減少あるいは縮小している中で、市税全体が毎年毎年落ち込んでいると。この分は、今度の税制改正で補えと。あるいは、介護保険料、国民健康保険料とか、こういうものは上げて、その不足分は補いなさいと、こういうことなのですよ。だから、ここの資料の歳入増の取組の中で、入湯税課税免除の見直し、使用料・手数料の改定というふうになってはいますが、歳入の項目にはあとは書いていませんけれども、実際財政の事務方としては、今、菊地委員が指摘したことを期待しているわけでしょう。そして、その下のDの欄、その他の改善必要額が現在策定中というけれども、市が何かやるわけじゃなくて、そういうものもここへ記入しようとしているのではないかと思うのですが、いかがですか。

(財政) 財政課長

税の問題、税から発展する国民健康保険や介護保険の問題は、これはどちらも市町村が徴収はしておりますが、

制度自体の設定は国がやっております。しかも、先ほどの国民健康保険料、介護保険料、このほかの国や国の制度でやっているものは、その増収分なり、地方が負担が少なくなれば、これは交付税制度の中で当然それがまた見られる。そういうふうに私どもは、国の制度があって、税収もそれぞれの事業もありますけれども、最後、小樽市みたいなところは交付税の見方によって変わるわけですから、それをこの財政再建推進プランでは、今はわからないからここに現在策定中としておまして、特にその制度で変わったことによる増収とか影響額を、この改善必要額に乗せようとは思っておりません。これは、現行収支が国の制度が変わることによって変わっていく、そういうふうに考えております。

北野委員

考え方はわかりました。そうすると、このままでいった場合、結局この改善目標というのは引き続き行うわけですね。それで、例えば今ふれあいパスで陳情やなんかが出ていますけれども、この改善目標は、とんざした財政健全化計画は18年度まででしたよね。今度それがうまくいかないから、それではだめだということで、今年の3月に財政再建推進プランを出したわけですよ。これが、18年度から21年度までですよ。市民負担との関係で伺いたいのですが、結局、財政健全化計画で立てた歳入増あるいはサービスのカット、これらを合わせて20億円の負担を市民にかぶせるという計画でしたが、これがとんざしたけれどもその内容は実行されているし、されつつあるのです。人件費はまた後でやりますけれども。そうすると、この二つの財政健全化計画と財政再建推進プランの市民との関係、それから財政に及ぼす影響、関連と区別して説明してください。

(財政)笠原主幹

16年度から18年度までの財政健全化の取組ということで、3年間40億円、そのうち20億円の人件費、歳出の削減で15億円、歳入の確保ということでやっておりました。これにつきまして、平成17年度のもう予算段階また平成16年度の財政健全化の取組等も含めて、プラン上、財政再建推進プランの15ページには示してあるのですが、この中では16、17年度の2年間で、歳出の削減については15億円の目標に対して15.5億円、歳入の確保につきましては5億円の目標に対しまして6億円と、こういう形で予算上の措置はされたということでございます。

北野委員

いや、それだけではないでしょう。それで、今後の影響。結局、例えばふれあいパスにしても何にしてもいろいろありますよね。これがずっと進んでいったら、あなた方の資料に出てくるのは、市の財政から出る資料については、例えばふれあいパスは市の持ち出しがこれだけ減ったと。こういうことで出るのだけれども、市民負担というのはまた逆なのです。だから、これ高齢・福祉医療課ですね。16年度を伺うと、中央バスの調査では、ふれあいパスを利用した人、利用件数掛ける100円だから、3億1,700万円くらいふれあいパスを利用している人が負担しているのです。これは、市の方には出てこないのです。だから、あなた方は市民負担はこれだけだと言っているけれども、実際にはそれはふれあいパスなどの裏負担というか、市民の実際の負担はこの中には何も出てこないのですよ。そういうのを除いて、影響額が年々どうなっていくかと、こういうふうになるわけです。だから、今まで財政健全化計画で行ったあらゆる施策について、人件費を除いて、ここの中では出てこないのだけれども、これまでに行われたことが財政の効果額として21年度までどういうふうに出るといふふうに推測していますか、影響額が。例えば、人件費は最初3パーセント、5パーセント、7パーセントですか、こういうふうになっていったわけですから、それは仮に引き続きいくとすれば、どれぐらいの額かというのは事業ごとに出るわけです。だから、そういう形でここには載ってこないけれども、影響額というはあるはずなのです。これは、単に17年度までの試算の中に全部含まれているから、そういうふうに理解してくださいということで答弁されるのか、説明してください。

財政課長

先ほど笠原主幹の方から申し上げた15年度に比べて17年度で、全体で34.8億円の削減になっているわけですが、これは15年度に比べて17年度の水準はそこまで落ちたということですから、この34億円、もしこの改革をやってい

なければ、18年度は34億円今より悪い状況になったと。19年度も34億円悪いということで、こういうことだと思います。

北野委員

だから、私のさっき言ったことで、理解でいいのでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういうことですよ。これには載ってこないけれども、それがベースになって、さらにこれが上乗せになると、そういうことですね。

それで、そういうことになるのですが、心配なのは菊地委員が指摘した税制改正のほかに、市長が言う三位一体改革の第2弾というか、これが平成19年度から始まると。さっき私が言いましたが、額としては谷垣財務大臣は3兆円ほどというふうにおっしゃっているわけですよ。これ、小樽市で言えば15億円くらいの影響が出ると。こういうことになれば、18年度から21年度までのいわゆる新年度予算案編成後に出されるという実施計画のさまざまな金額は、全部歳入の件では狂ってくるわけですね。だから、交付税が15億円落ち込むということで今度置き替えなければならないという。そうすると、たった1年で実施計画は全部もう一回やり直しということになるわけで、そういうことになりますね。そう理解していいですね。

(財政)財政課長

19年度以降の姿なのですが、財務省が言っているのは、国の今の法定の交付税の額と、実際に出している交付税の額の約4兆円ぐらいの差を少しずつ縮めていこうということですが、その手法はトータルでそれは地方がリストラをしたり、地方税収を増やすことで縮めたいというところはあるのですが、それは国全体の話でございまして、私どもはいつも、市長もそうですが、それはやらなければならないことはわかっているのですが、ただそれをやることによって、例えば小樽市が16年度の交付税削減で15億円の交付税が減って、この結果、今の小樽市の赤字があるわけですから、そういうところ地方の隅々のところのセーフティネットというところをきちんと目配りをしながらやっていかなければならない。そして、これからの第2期改革は地方公共団体が言っていることですから、これからの地方財政計画をつくるに当たっては、地方の意見を入れて、地方と国が対等に話し合っつくろう、そういうこととございますので、ストレートに3兆円減ったからまた減る、そういうことになってはいいいないものと思っております。

北野委員

今の財政課長の答弁で、二つおかしいところがあるのです。

一つは、市長もあなた方も、三位一体改革は必要だと。地方へ基幹税を中心に税源移譲して、地方の自主性をさらに増すという点は我々が望んでいることですから、これはいいのですけれども、しかし、三位一体の第1次改革ではっきりしたのは、そういう三位一体というあたかも税が地方に来るかのよう言いながら、実際には国の財政難を地方に押しつけただけにすぎないと。これの第2弾をやるとするから、今度は地方の側から、あなたがおっしゃるように意見をつけて地方の言い分を聞けと。口ではそうやってうんと言います。けれども、既に第1次の改革で政府の三位一体なるものの中身が何であるかということは、もう明白なのです。だから、結局何をやるかといったら、今度の第2の改革あるいはその先も見越せば、消費税の大幅増税で地方へ還元する分というか、渡す分を分厚くするからということで埋め合わせをすると。結局、国民というか市民が全部そのツケを回されるということが、今度の第2回目の改革のごまかしになるのではないかというふうに思うのです。だから、三位一体改革は必要だとおっしゃるけれども、その中身によっては、小樽市の財政にとっては天と地の違いが出てくるから、その辺はあなた方が区別して考えていただかないと、三位一体改革は必要だ必要だと言って、この3年間痛い目に遭っているのに、また痛い目に遭うような話をするというのは、これは全然行政の責任ある者としてはもうベケだと思いますからね、私は。この点が一つです。

それで、結局そういうことが国から減らされるから、もう自治体としては仕方ないというふうになればうまくないから、私は先だつての代表質問でこんなことはうまくないから、挙げてこの間6団体が一致してやったように、もう全力を尽くしてこういう、どういう形であっても地方への負担は絶対だめだという立場で、まず首長をはじめあなた方が臨まないと、あなた方が税金で給料をもらっている役目は本当にはないですよ。市民から見れば、何やっているのだということになるわけですから。ここはやっぱりちゃんと考えていただきたいと。こういう危ぐは、今多くの党派を超えて首長が切実に考えているところですから。この辺は履き違えないようにしていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

財政部長

いろいろ御意見をちょうだいいたしました。ありがとうございます。

私どもも北野委員の意見を否定しているわけではございませんし、確かにそういういろいろな意味での事実もあるわけです。そして、今回についても麻生知事会会長が代表して言うておりますけれども、必ずしも本当に満足した結果にはなっていないと。一昨年でしたでしょうか、昨年でしたでしょうか、結局補助金の見直しと税源移譲ということに目を奪われている最中に、交付税ががっばりやられたとか、やはり今回も結局生活保護と言っているときに、児童扶養手当と児童手当の補助率の見直しが一方ではなされているとかということもあったわけです。その辺は、要するに三位一体の今回の話が後から率の見直しなんかが出てきているものですから、地方は一層怒っているという状況があります。ですから、これを踏まえて、これから第2次に向かって、地方としてはより一層ふんどしを締めてかかっていくという状況でありますし、それから交付税にしても、今いろいろお話がありましたけれども、法定税率も何とか上げるとずっと言ってきていますから。これは、これからはもちろん言っていかなければならないことだし、今も言っていることですが、そういうようなことをやっていただかなければ、これは小樽のことばかり、もちろん私は小樽市民で小樽のために仕事をしているのだけれども、こういうまちはすべからくやはり生き残っていけないのですね。ですから、本当に関東圏とか中京圏とか関西圏だけ日本の中で生き延びればいいのかとか、そういう問題ではなくて、やはりその地方には地方の住民がたくさん日本国民として生きているわけですから、そこところは基本的にきちんと維持してもらおうようにしなければなりません。そういう意味では、今回のことを踏まえて、2次の改革に当たって、相当首長なりもかなりの覚悟を持たれていると思うし、そういう意思でもって6団体が一致団結して、国に対して話し合いをさせてもらおうと、こういう姿勢でいかなければならないと思っています。

北野委員

そうしたら、この財政問題の最後に意見だけ述べておきますけれども、他の質問のやりとりを聞いていただいたと思うのですが、定数の削減の問題でエネルギーを使わざるを得なくなっていますけれども、そんな状況ではないのではないかとということだけは考えていただきたいと思います。

学校適正配置について

次に、教育委員会に伺いますが、適正配置実施計画(案)は取下げになったのですが、今後のスケジュールについて、9月13日の学校適正配置等調査特別委員会で項目も挙げてる報告があったわけです。これを今後どのようにしてやろうとしているか、基本的な点について聞かせてください。

(教育)山村主幹

小学校の学校適正配置計画(案)につきましては、今、委員のお話もございましたように、9月に案について取下げをします。そして、今次の計画策定については見送るということでございます。これは、その理由として、そのときに話をいたしましたけれども、案に対する理解が十分に広がらない、またあわせまして策定実施方針を策定した当時と社会情勢あるいは教育の取り巻く環境が変化をしていると、そういうことで話をさせていただきます。

その中で、関連してでございますが、時々お話が出ております小樽市内における少子化の問題がございます。出

生児数がどんどん減っているという事実がございます。具体的には、15年まで900人台だった出生児数が、先ほども話ございましたけれども、16年におきましては、一気に百数十名減っているという現実がございます。これが6年後、小学校に入学をするわけです。そうしますと、平成23年度の入学予定数が780名程度になってしまうということです。これ、平成22年度の入学予定数が920名台なものですから、一気にその前の学年と140名ぐらい減ってしまうと、そういうような我々が予想をしない急速な少子化がこの1年であったという事実がございます。それを見ていきますと、例えばこの23年度に入学する1年生、要するに去年生まれた子供、その子供の人数で6年後、さらに6年間ずっと推移をしていく。今年の出生児数を私はずっと見ていますけれども、その去年よりもペースは落ちていきます。年度ベースでいきますと、今11月末の現在で、4月から11月、学年の年度ですから4月から3月まで考えていきます。11月までといいますと、8か月になります。

北野委員

いや、山村主幹、減っていくだろうと、それは私もある程度予測はしています。だから、要するにそういうことを踏まえて、何をやるようとしているのかということを知っているのです。

(教育)山村主幹

そういうことで、学校の規模、学校の配置のあり方につきまして、私どもやはりいろいろな状況を踏まえて考えていかなければならないと。その際には、前回説明会で、あるいはいろいろな方の意見などがございました。地域あるいは広く市民の意見を聞きながら、計画立案に向けてやっていかなければならないということ踏まえてございます。そういうことからいきますと、現在、道内他市で、やはり同じようにこういう学校の規模、学校の配置のあり方について検討をしております。札幌市でもやっている、そういうような状況です。そういう他市の事例の研究、そしてそういう情報の整理を現在してございます。それからあわせて、市民の意見をどういうふうに取り入れていくかという中で、意見聴取、取り入れる手法の検討、そういったものを現在やっているところでございます。それで、そういった中で、新年度になると思いますけれども、そういう学校規模、学校配置のあり方について広く意見を聞くような懇談会を立ち上げていく、そういうことで考えてございます。その中で今後の進め方についても議論願いたいというふうに考えています。

北野委員

それだけですか。

聞きたいことについては短い答えなのだ。あなた方がこの前答えたことのうちの半分も言っていない。だから、この前約束したことを今後どうやってやるようとしているのかということを知っているのだから、少なくとも学校適正配置等調査特別委員会で具体的に述べたことぐらいは、今後こうしますということは語ってしかるべきでないですか。

教育部川原次長

今後の進め方でございますけれども、ただいまも主幹の方から話がありましたけれども、学校規模、そして学校配置のあり方について、今後、市民の方を含めた検討の懇談会的なものをつくりまして、今後その中でいろいろ御意見をいただきながら進めていこうというふうには考えてございます。現在、札幌市とか、他都市も同じような状況で、少子化の中でこの懇談会形式のものをつくってございますので、その辺の手法なり進め方、これについて小樽市でどう進めていくかということの参考にしながら、今後まとめていきたいというふうに考えてございます。

北野委員

年次的には、学校適正配置等調査特別委員会で数年後になろうかというふうに答えているのだけれども、めどは、

教育部川原次長

めどということでございますけれども、この適正配置、今後の学校のあり方につきましては、今、学校の耐震度の優先度調査を進めてございます。そういった関係もございまして、これらと並行しながら今後の学校のあり方



については、時期も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

北野委員

結局、この前のとき、あなた方が反省した一つは、計画策定の前提は保護者、地域の大方の理解が必要と考える、これが理解を得られていないからということが撤回の大きな理由だったのです。だから今後、この反省をどうやって生かしてつくっていくのかということを知りたいと聞いているのだけれども、答えがないのです。だから、その川原次長が言った懇談会とか検討会とか、何か知らないけれども、市民の広範な方を入れてやるというのだけれども、その構成の規模とか、どういう人たちに参加してもらうとか、私は既に 9 月 13 日の学校適正配置等調査特別委員会でこのことについては注文をつけているのです。教育委員会の目にかなう人ばかり集めて、市民の意見を聞きましたというようなことだったら、到底あなた方の反省点は生かされていないでしょうということまで申し上げているのです。だから、その懇談会なり検討会なりの構成、分野、これはどうなのかということだと、それから保護者や地域の方々の大方の協力をいただかなければならないから、これはどこで取り込んでいくのか。この懇談会から意見をまとめたのを伺って、それを地域にやるということになると、また騒ぎになります。そういうことも心配しているから聞いているので、そのあたりは別に教育委員会でいろいろ検討していなくても、私の言っていることはある程度答えられるのではないかと思いますよ。その辺についてはどうですか。

(教育) 山村主幹

今、お話にございました懇談会の現段階での一つの構成ということで話をいたします。他市の事例の今、検討比較をやっている段階でございますけれども、札幌市におきましては、学識経験者、そして P T A 関係、それから学校関係、そして公募の委員ということで構成をさせていただきます。また、旭川市においては、学識経験者、この学識経験者では大体大学の教員で、教育学を専攻している方が多いようでございます。そして、あと学校関係者、P T A、その他、そして公募委員ということで、押しなべて最近の審議会の傾向、懇談会の傾向としては、市民の参加という形で公募委員を募るということが多くなっているということから、小樽市における計画づくり、審議会の立ち上げについては、そういうことを一つの前提として考えていかなければならないというふうに考えてございます。そしてまた、あわせて、懇談会で検討をしていただくわけですが、それ以外にもいろいろなチャンネルを通じて、広く意見を聞く場を設けていきたいということです。それも、全市的に今意見を聴取する場と、あるいは地域ブロック別に意見交換会をやっていくと、そういうようなことも重ねながら、重層的にやっていきたいというふうに考えています。

教育長

今、山村主幹から話したとおりでございます、皆さんに私が話したとおり、これまでは教育委員会主体で計画し、そして委員会でお諮りする。さらには説明に歩いてはありましたが、今申し上げましたように懇談会、それは仮称でございますけれども、それで広くいろいろな方から意見をもらって、そして答申をいただいて、そしてまた基本計画うんぬんという方向で進めていきたいというふうに考えてございます。ただ、めどとしましては、今日、明日というわけでなくて、少し今時間をいただいて、そして立ち上げていきたいと思っておりますので、それは御了承ください。

北野委員

教育委員会、準備がまだ整っていないようですから、時間を置いてやります。

第二病院の火災について

第二病院の火災の影響額、昨日局長からいろいろと説明ありました。短い答弁だから、あれで全部述べたとは私も思いませんから、要するにトータルでいいですから、それぞれ調べていると思うのですが、火災による影響額を報告してください。

(二病) 事務局次長

被害総額につきましては、現在把握中でございます。昨晚、ボイラーが2基とも稼働いたしまして、今朝からおふるもやっと使えるようになりまして、ほぼこれで通常どおりの体制で業務ができるようになったばかりでございます。まだ部分的には工事が必要でありますし、また、応急処置で対応している部分もございます。そういった状況ですので、大まかな数字の把握にもしばらく時間がかかるものと思っております。

北野委員

ところで、火災保険に入っているとは思っただけけれども、火災保険の適用は無理かなというふうに私は思うのだけれども、どうなのですか。

(二病) 事務局次長

保険会社の方からもいろいろ話を聞いてございます。最終的には、火災を引き起こした原因となったところに費用を負担していただくことになると思います。ただし、とりあえず病院として、まずこういったかかった費用をお支払いしなければなりませんので、それで年が明けましたら、5定で補正予算を組むことになると思いますので、その点お願いいたします。

北野委員

財政部に聞こうと思ったら、事務局次長が言ってしまったけれども、だからその財政のことで、支払は例えば、暖房がとまったからポータブルストーブをレンタル会社から急きょ何十基も借りて応急措置をとったとか、そういうところへ支払いしないというわけにいかないと思うのですよ。だから、そういう支払は病院の方でどんどんやると。しかし、保険会社からは、原因者だということから、そういうことは第二病院のかかっている火災保険は適用にならないのしょう。

(二病) 事務局次長

これが、ボイラーの例えば異常燃焼とか、私どもの職員が本来やるべきことでそれが原因で火災になった場合は別ですけども、今回そういうことではないので、保険会社の方は当然原因があった場合には、それが適用にならないと思います。原因のことについては、今、消防の方で、そういうふうには推測されておりますので、恐らく保険の方は適用にならないものと考えてございます。

北野委員

消防本部に聞くけれども、火災の原因の確定は時間がかかっているのですが、何でこんなに時間がかかるのですか。いや、もう全焼して、どこが原因かわからないというのなら、時間がかかるのはわかるのだけれども。火がついたところは1か所でしょう。なぜ火災の原因の特定ができないのか、ちょっと合点がいかないのです。なぜ時間がかかっているのか、わかるように説明し、かつボイラーの上のダクトが三つあるうち、そのうちの一つは煙突でしょう。物すごい高温なのです。その上にぼんとコンパネを上げて仕事をして、かなり長期間やれば炭化状態になって火が出るということぐらいは素人でも予測できるのだけれども、それについてそれが原因だということもあなたはできないの。消防長が建設部出身だから、はばかっているのか。

(消防) 予防課長

火災原因の判定につきましては、一般的に書類の作成、また写真の整理、その他がありまして、一般的にてんぷらなべで火災が起きて、原因がわかっているという状況におきまして、二、三週間書類の作成は必要となります。今回につきましても、そのような形で二、三週間以上かかるのかと思いますので、やはり年明けぐらいにはなるのではないかというふうに考えております。

北野委員

財政問題にもかかわるから確認しておくけれども、先ほど事務局次長は自分らが責任でないと。アスベストの工事にかかわることが原因だから、自分のところの保険は適用にならないのでないかという見通し述べただけ

も、いや、私の関心もそこにあるのです。だから、結局昨日聞いたけれども、建設部の発注の仕方にミスがあるのか、あるいは請け負った業者のミスによるのかは別にしても、アスベスト工事に原因があるということだけはだれが見てもはっきりしていると思うのですよ。病院だってそうやって言っているのだし。そうすると、事務局次長は財政部長にかわって補正予算を 5 定で組むと言っているけれども、これは結局組まざるを得ないでしょう。

(二病) 事務局次長

済みません、発言で確認をさせていただきたいのですが、ちょっと断定的な言い方をしたのは、それは先ほど訂正しましたけれども、あくまでもまだ原因は究明中ということでありますので、その点御了解いただきたいと思えます。また、補正予算の関係も、組まなければならないことになるかもしれないのでということですので、その点御了承願います。

北野委員

そうしたら業者の支払はどうやってやるの。ポータブルのレンタルばかりでない。まだあるのでしょうか。配管業者を呼んで夜中まで仕事させているのだから。

(二病) 事務局次長

まず、現計予算で支払をしていこうと思っていますので、それでも足りない場合に、また補正予算を組まなければならないこともあり得るといことで御理解をいただきたいと思えます。

北野委員

最後に財政部長、この補正予算がもし必要となった場合の財源はどうするの。

財政部長

病院事業会計の中で何とかやりくりできるものであれば、それで処理してもらいたいと。

北野委員

そんな程度のあれかい。

財政部長

いや、ですから今、二病の事務局次長がいろいろ言いましたけれども、まだ原因とかなんかは全く明確になっていないので、一たんは確かにいろいろな支払はあります。それは払わなければならない、もちろん。ただ、払ってもその後の求償権というのが小樽市にあるわけですから、その相手先に原因がはっきりすれば、請求するなりなんなりができるだろうということだと思えます。

北野委員

建設部が責任あるということになれば、どうするのですか。

財政部長

それは、求償権とかという問題よりも、いろいろな業務上の管理・監督責任とかなんかということで、また違う観点になるのかと思えますけれども、そう私から言っているのかどうかはわかりませんが、そうではないかなと思えますけれども。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。